# 病院における 個人情報保護法への対応の手引き Q&A(事例集)

平成31年3月

一般社団法人 日本病院会 個人情報に関する委員会

#### 刊行にあたって

個人情報保護法は約10年ぶりに改正され2017年5月10日に全面施行されました。

この改正においては、個人情報の取り扱い件数が 5,000 以下の事業所が 法規制の対象から外され個人情報を取り扱う全ての事業者が対象になりま した。

また、「個人識別符号」「要配慮個人情報」を定義づけるとともに、「匿名加工情報」という定義が新設されました。

その他、オプトアウト手続きの厳格化、データベース提供罪の新設がされました。

今回、日本病院会個人情報に関する委員会では手引書を改正し、医療現場の Q&A について個人情報保護委員会「「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関する Q&A (事例集)」を基本に文書をわかりやすく追加するとともに、確認書、申請書、回答書及び報告書の参考様式を挿入いたしました。

今後、医療機関において当手引書を活用され個人情報保護法が厳格かつ 適正に運用されることを期待いたします。

> 平成31年 3月 一般社団法人 日本病院会 個人情報に関する委員会

# 目 次

1	. 手引書の構成について	. 1
2	. 医療現場でのQ&A	. 2
	図1. 個人情報の取り扱いのプロセスとQ&A(事例集)区分の関係図	. 2
	<b>Q1. 取得時の対応について</b>	
	Q 1-1. 以正保護法の施行前に取得している場合の本人问息 :	
	Q 1-3. 公表する利用目的について、書類の種類ごとに特定?	
	Q1-4. 利用目的は、院内掲示等により公表?	
	Q 1-5. 一部の利用目的には同意できないという申出があった場合?	
	Q1-6. 病院受付で問診票を取得する場合?	
	Q1-7. 患者が意識不明で、家族から本人の病歴等を聞き取る場合?	. 6
	Q1-8. 他の医療機関等から取得する場合?	. 6
	Q 2. 利用時の対応について	. 7
	Q 2-1. 患者・利用者の個人情報を研究に利用する場合?	. 7
	Q 2-2. 外来患者を氏名で呼び出したり、病室における入院患者の氏名を掲示する場合'	
	Q 2-3. 職員を対象とした研修で利用する場合?	. 8
	Q3. 委託時の対応について	. 9
	Q 3-1. 委託先の事業者名等を公表?	
	Q 3-2. 委託先の業者との委託契約?	
	Q3-3. 個人データを直接取り扱わない業務を委託している場合?	
	Q3-4. 委託先において個人データが漏えいしてしまった場合の対応?	
	Q00. 砂原用報寺の個八ケーケの保付を介色の事業有に安止:	14
		10
	Q 4. 提供時の対応について	
	Q4a-1. 改正保護法の施行前に取得している個人情報を第三者提供する場合?	
	Q4a-2. 症例を学会で発表したりする場合?	
	Q4a-3. 研究目的のため、診療情報等を提供してほしいとの依頼があった場合?	
	Q4a-4. 実習のために看護師養成所等の学生を受け入れる場合?	. 14
	Q4a-5. 知り合いと名乗る人が面会に見えたときに病室を教える場合?	15
	Q 4 a-6. 病状等をその家族等に説明する場合?	
	Q4a-7. 本人に病名等を告知する前に家族に相談する場合?	
	Q4a-8. 未成年の患者から親に秘密にしてほしい旨の依頼があった場合?	
	Q4a-9. 弁護士会から患者に関する照会があった場合?	
	Q4a-10. 薬剤師が、調剤した薬剤に関して患者の家族に情報提供を行う場合?	
	Q4a-11. 民間保険会社等から患者の治療結果等に関する照会があった場合? Q4a-12. 職員教育の症例研究会に他の病院から参加希望があった場合?	
	Q 4 a- 1 2. 職員教育の症例研究会に他の病院から参加布室があった場合?	
	Q4a-13. 医案品の副作用光生時における行政機関への報告する場合:	
	Q 4 a-1 5. 移動先施設に入所者の個人情報の提供を行う場合?	
		_

		行事などの写真をホームページ等に掲載する場合?	
	Q4a-1 7 .	高齢者虐待に当たって、関係機関に高齢者の個人情報を提供する場合	??22
		大規模災害や事故等で患者の存否情報を回答する場合?	
	Q4a19 .	患者の容態等について、どの範囲まで回答すべきでしょうか?	23
	Q4a20 .	家族等から、意識不明である患者の既往歴、治療歴等を聴取する場合	??24
	Q4a-21.	大規模災害等で報道機関や地方公共団体等から問い合わせがあった場	場合?24
	Q4a-22.	退職する医師が患者の氏名や住所を教えてほしいと言われた場合?.	25
	Q4a-23.	主治医の診断書を提出する場合?	25
	Q4a-24.	学校で怪我をした生徒に対する学校からの照会について?	26
	Q4a-25.	警察や検察等捜査機関から患者の状況について照会あった場合?	26
	Q4a-26.	警察等から、死者の生前の診療情報等の提供の依頼があった場合?.	27
	Q4a-27.	医療機関の廃止等により、別の医療機関が継承する場合?	28
	Q4a-28.	麻酔科標榜許可申請をする医師から麻酔記録等の提供を求められた場	場合?28
	Q4a-29.	生活保護法に基づく被保護者に係る病状調査への回答?	29
	Q4a-30.	救命救急センターから関係機関等へ自殺未遂者の個人情報の提供?.	29
b.	医療介護等連携	携の場合	30
	Q4b-1. 患	は者の診療記録等を他の医療機関等へ提供する場合?	30
	Q4b-2. 医	医療機関と薬局の間で患者の薬剤服用歴などの情報交換を行う場合?.	31
	Q4b-3.紹	B介を受けた患者の診療情報等を紹介元医療機関に提供する場合?	31
	Q4b-4. が	ぶん検診の2次検診機関から1次検診機関に提供する場合?	32
	Q4b-5. 第	三者提供時の確認・記録義務が適用されないのはどのような場合?.	32
Q		時の対応について	
		人情報に関する相談体制とは?	
	Q5-2. 相請	談体制を整備するにあたり、具体的な留意点?	34
	Q5-3. 既不	存の医療安全に関する相談窓口が個人情報に関する相談窓口も兼ねる	場合?.35
	Q5-4. 全語	診療時間帯で相談窓口を開設することが困難な場合?	35
	Q5-5. 小規	規模な医療・介護関係事業者でも相談窓口を設置?	35
	Q5-6. 相請	談窓口の業務を担当する職員への教育?	36
	Q5-7. 相詞	談窓口で障害のある患者・利用者等にも配慮?	36
Q		時の対応について	
		族への開示について?	
	•	療録の二面性について?	
		者・利用者の代理人から開示の請求があった場合?	
		示の方法?	
	Q 6-5. 開力	示等の請求に応じる手続及び手数料?	39
_	<b>7</b>		40
Q		1 桂和原原本来水1.1 マの英数担合)で毎月1.2 用人の	
	•	人情報取扱事業者としての義務規定に違反した場合?	
		人データの漏えいが発生した場合、従業者の罰則?	
		人データに該当する文書等の保管管理?	
		力者の記録?	
		全管理措置を行う際の留意点?	
		人データが漏えいしてしまった場合の対応?	
	Q7-7.7	アックスの誤送信時の対応?	44

4. 参考様式	
(1)個人情報の利用目的 関連	48
様式例 1-1 個人情報保護方針(例)	
様式例 1-2 利用目的に関する院内掲示ポスター(例)	
様式例 1-3 患者に渡すリーフレット (例)	
様式例 1-4 患者や利用者に対する利用目的の変更通知書(例)	
様式例 1-5 変更通知に対する患者や利用者の諾否回答書 (例)	
(2)安全管理措置 関連	
様式例 2-1 従業者の守秘義務に関する誓約書(例)	54
様式例 2-2 業務委託契約における個人情報保護に関する確認書(例)	55
様式例 2-3 再委託承諾申請書(例)	
様式例 2-4 個人データ漏えい等事案報告書(例)	57
(3) 患者からの要求への対応 関連	58
様式例 3-1 代理人確認書 (例)	
様式例 3-2 個人情報に関する開示請求書(例)	
様式例 3-3 開示請求回答書【諾】(例)	
様式例 3-4 開示請求回答書【否】(例)	61
様式例 3-5 個人情報に関する訂正・追加・削除請求書(例)	62
様式例 3-6 訂正・追加・削除請求回答書【諾】(例)	
様式例 3-7 訂正・追加・削除請求回答書【否】(例)	64
様式例 3-8 個人情報に関する利用停止請求書(例)	
様式例 3-9 利用停止請求回答書【諾】(例)	66
様式例 3-10 利用停止請求回答書【否】(例)	67

#### 1. 手引書の構成について

本手引書は、以下のように「医療現場でのQ&A」と「参考様式集」の2部構成としています。

#### (1) 医療現場でのQ&A

個人情報保護委員会「「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A(事例集)」「を見易く、解り易く編集しました。

- ① 原文は最後まで読まないと「結論」が判らないため、まず、最初に「結論」を記述し、その後、「解説」を配置しました。
- ② その後に、「注意点」、「チェックポイント」、「参考様式集」がある場合は表記しました。
- ③ それぞれをアイコンで表し見易くしました。凡例は以下の通りです。



④ 個人情報の取り扱いのプロセス単位に分類し、現場で活用できるように編集しました。(次ページの図1参照)

#### (2) 参考様式集

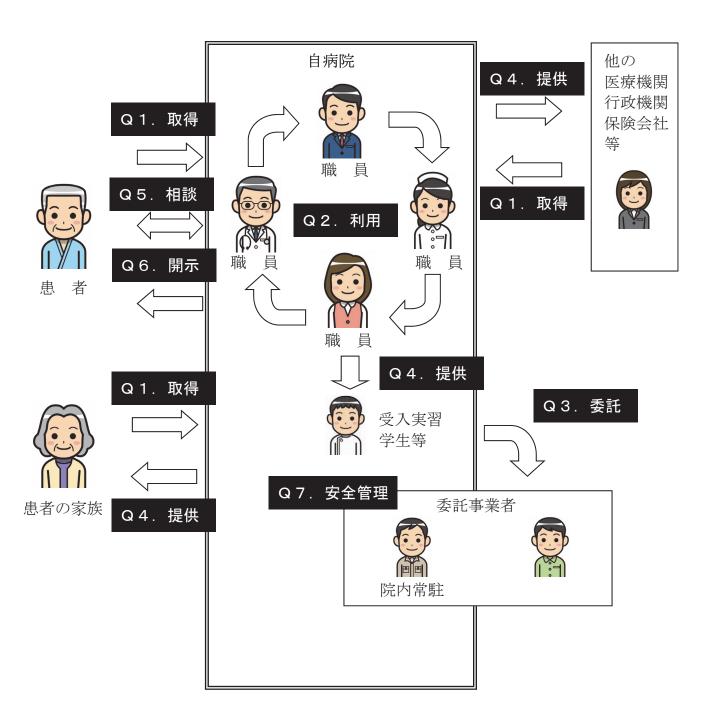
当会の旧手引書「病院における個人情報保護法への対応の手引き」(平成 17 年 4 月) の「III. 対応の為の参考様式集」の様式を見直し改訂しました。

<sup>1</sup> https://www.ppc.go.jp/files/pdf/iryoukaigo\_guidance\_QA.pdf

#### 2. 医療現場でのQ&A

現場で活用できるように、Q&A (事例集)を個人情報の取り扱いのプロセス単位に分類しています。

図1. 個人情報の取り扱いのプロセスとQ&A (事例集)区分の関係図



# Q1. 取得時の対応について

#### Q1-1. 改正保護法の施行前に取得している場合の本人同意?



平成 27 年改正の施行(平成 29 年 5 月 30 日)前に取得した個人情報であって、施行後に要配慮個人情報に該当することとなった場合、改めて取得について本人同意を得る必要がありますか?



改めて取得のための本人同意を得る必要はありません。



平成27年改正の施行前に適法に取得した個人情報が施行後に要配慮個人情報 に該当したとしても、改めて取得のための本人同意を得る必要はありません。

#### Q1-2. 本人の同意は、書面でとる必要は?



本人の同意を得る場合には、書面で同意を得る必要がありますか?



書面で同意を得る必要はありません。

医療機関等については、本人の同意を得る方法について法令上の規定はありません。このため、文書による方法のほか、口頭、電話による方法なども認められます。このため、同意を求める内容や緊急性などを勘案し、それぞれの場面に適切な方法で同意を得るべきと考えます。



但し、介護関係事業者については、介護保険法に基づく指定基準により、サービス担当者会議等において利用者または家族の個人情報を使用する場合は、利用者及び家族から文書による同意を得ておく必要があることに留意が必要で

す。

#### Q1-3. 公表する利用目的について、書類の種類ごとに特定?



利用目的の公表に当たっては、診療録、看護記録、ケアプラン等の書類の種類ごとに利用目的を特定して公表しなければならないのでしょうか?



書類の種類ごとに利用目的を特定するものではありません。

個人情報保護法では、医療・介護関係事業者が個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的を特定することとされています。医療・介護関係事業者は、通常必要な利用目的を特定することとされており、書類の種類ごとに利用目的を特定するものではありません。



従来から、利用目的の院内掲示などを実施していると思いますが、参考様式集を 参照し、記載漏れなど再点検することが望まれます。



様式例 1-2 利用目的に関する院内掲示ポスター (例)

#### Q1-4. 利用目的は、院内掲示等により公表?



特定した利用目的は、院内掲示等により公表することで十分でしょうか?



単に公表しておくだけでは十分ではありません。

特定した利用目的を院内掲示等により公表する場合には、単に公表しておくだけではなく、患者・利用者等が十分理解できるよう受付時に注意を促したり、必要に応じて受付後に改めて説明を行ったりするほか、患者・利用者等の希望があれば詳細な説明や当該内容を記載した書面の交付を行うなど、医療・介護関係事業者において個々の患者のニーズに適切に対応していくことが求められます。

#### Q1-5. 一部の利用目的には同意できないという申出があった場合?





▶ 医師の応招義務については、個別の事例に応じて判断が異なるものであり、以下のような要件を総合的に勘案して判断されることになります。

患者の個人情報の利用目的には、患者の診療に必要な事項や医療機関の経営改善に資する事項など様々な項目があります。このため、患者から利用目的の一部に同意しない旨の申出があった場合、医療機関はできるだけ患者の希望を尊重した対応をとることが望まれます。

一方、医療機関が最善の取組を行ったとしても当該利用目的を利用しなければ、診療に支障が生じることが想定される場合には、その状況について患者に十分に説明し、患者の判断によることになります。

#### Q1-6. 病院受付で問診票を取得する場合?





- ① 改めて本人から明示的な同意を得る必要はありません。
- ② 院内掲示等によりその利用目的の明示が必要です。



要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が自分の個人情報を提供したことをもって、当該医療・介護関係事業者が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解されます。

つまり、医療・介護現場で本人から適正に直接取得する場合は、そのやりとりをもって 黙示的な本人同意を得たことになるので、改めて明示的な同意を得る必要はありません。 尚、直接書面で「個人情報」を取得するため、あらかじめ院内掲示等によりその利用目 的の明示が必要です。



従来から、利用目的の院内掲示などを実施していると思いますが、参考様式集を 参照し、記載漏れなど再点検することが望まれます。



様式例 1-2 利用目的に関する院内掲示ポスター (例)

#### Q1-7. 患者が意識不明で、家族から本人の病歴等を聞き取る場合?



② 意識不明の患者が搬送された場合、付き添っていた家族から本人の病歴等を聞き取ることはできますか?



🛕 本人の同意なしに聞き取ることが出来ます。

つまり、急病その他の事態が生じたときに、患者が意識不明であれば、本人の同意を得ることは困難な場合に該当するため、本人の同意無しに、本人の病歴等を医師や看護師などの医療従事者が家族から聴取することが出来ます。



なお、この場合、本人の意識が回復した後に、家族等から取得した情報の内容 とその相手について本人に説明することになります。

#### Q1-8. 他の医療機関等から取得する場合?





改めて本人から同意を得る必要はありません。

医療機関等が要配慮個人情報を第三者提供の方法により取得した場合、提供元が本人から必要な同意(要配慮個人情報の取得及び第三者提供に関する同意)を取得していることが前提となるため、提供を受けた当該医療機関等が、改めて本人から同意を得る必要はないものと解されます。



様式例 1-2 利用目的に関する院内掲示ポスター (例)

# Q2. 利用時の対応について

#### Q2-1. 患者・利用者の個人情報を研究に利用する場合?



息者・利用者の個人情報を研究に利用する場合、匿名化する場合であっても、本人の同意が必要ですか?



▶ 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が 学術研究の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護法の 適用を受けません。

医学研究分野に関しては、以下の3つの医学研究に関する指針が策定されており、これらの指針に該当する研究は、当該指針の内容に従う必要があります。これらの指針において、研究を実施するに当たり、原則としてインフォームド・コンセント(同意)を得る必要があるとされていますが、一定の条件を付してインフォームド・コンセントを必ずしも要しない場合についても規定しています。

#### 【医学研究分野における関連指針】

「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(平成16年12月28日文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号) 「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」(平成16年12月28日文部科学省・厚生労働省告示第2号) 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成 26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)

#### Q2-2. 外来患者を氏名で呼び出したり、病室における入院患者の氏名を掲示する場合?



外来患者を氏名で呼び出したり、病室における入院患者の氏名を掲示したりする場合の留意点は何ですか。ナースステーション内における入院患者の氏名の掲示についてはどうですか?



風 医療機関では、患者本人の希望を踏まえ、個人情報の保護も含めた適切な医療を行うという観点に立って、対応可能な方法をとることが必要です。

患者から、他の患者に聞こえるような氏名による呼び出しをやめて欲しい旨の要望があった場合には、医療機関は、誠実に対応する必要があります。

一方、患者の氏名の呼び出しや掲示が、患者の取り違え防止や、入院患者にとっての自分の病室の確認、あるいは見舞いに来た人等の便宜に資する面もあります。

また、自分の氏名等を別の患者等に聞かれることについて、どのように受け止めるかは、 患者の考え方や年齢、通院・入院の原因となる傷病の種類等によって様々です。ナースス テーション内の掲示についても、基本的な考え方は同じであり、看護を的確に実施していくために必要な氏名の掲示等が禁止されるわけではありません。ただし、看護職員からは見易く通路からは見えにくい位置に掲示することが可能であれば、そうした配慮も必要です。



患者向けに職員個人の名前や写真を院内掲示あるいはネット上の病院案内に掲示することは個人情報保護に抵触しますか?



院内のスタッフでも個人情報となるので、職員の同意を得る必要があります。

#### Q2-3. 職員を対象とした研修で利用する場合?



職員を対象とした研修で利用する場合、既に利用目的として研修に使用することが院内掲示等により公表していれば、あらためて本人の同意を得る必要はないと考えて良いのでしょうか?



▲ 利用目的が既に公表されていれば、あらためて本人の同意を得る必要はありません。



公表された利用目的の範囲内であっても、できる限り氏名等を消去するなど、必要最小限の利用とすることが望ましいです。

# Q3. 委託時の対応について

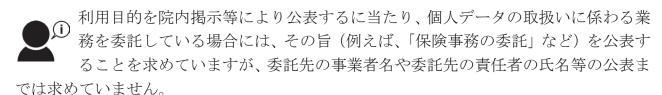
#### Q3-1. 委託先の事業者名等を公表?



個人データが取り扱われる業務を委託する場合、委託先の事業者名や責任者の氏名等を公表すべきですか?



- ① 委託先の事業者名や責任者の氏名等の公表までは必要ありません。
- ② 利用目的の院内掲示等で、委託する業務内容を公表することが必要です。



具体的には個別の事例に応じて対応が異なりますので、医療・介護関係事業者において 検討した上で判断すべきですが、委託する業務の内容により、患者・利用者等の関心が高い分野については、委託先の事業者名をあわせて公表することも考えられます。



なお、委託先の事業者の担当者名、責任者名等については、当該本人の個人情報 になりますので、それらを公表等する場合には、予め本人の同意を得るなどの対 応も必要になります。



従来から、利用目的の院内掲示などを実施していると思いますが、参考様式集を 参照し、記載漏れなど再点検することが望まれます。



様式例 1-2 利用目的に関する院内掲示ポスター (例)

#### Q3-2. 委託先の業者との委託契約?



現行の業者との委託契約には、個人情報の取扱いに関する項目が含まれていません。改正個人情報保護法の全面施行に当たり、現契約を解消して、新しい契約を 締結し直す必要がありますか?



現契約を解消せず、現契約の補足文書として、個人情報の適切な取扱い等を明確化するための確認書を作成し締結する方法も可能と考えられます。

個人情報の取扱いに関する事項を含んだ内容で改めて契約する方法もありますが、現行の契約において、「業務の適正な執行を図る」といった類の規定がある場合には、その「適正な執行」の一環として個人情報の適切な取扱いが含まれることを確認し、具体的な取扱い等を明確化するために確認書など補足の取り決め文書を作成するなどの方法も可能と考えられます。



今後、新規に契約を締結する場合には、個人情報の取扱いについて、より具体的な取り決めが行われることが望ましいと考えます。



委託先との個人情報保護に関する契約に盛り込むことが望ましい契約事項は以下の通りです。現行の契約書を再点検することが望まれます。

#### 【委託先との契約条項】

- ① 秘密保持義務
- ② 院内(若しくは、別途定めるエリア)からの個人情報の持出しの禁止
- ③ 個人情報の目的外利用の禁止
- ④ 再委託における条件(原則禁止、書面申請による事前承認)
- ⑤ 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
- ⑥ 委託契約終了後の個人情報の返却又は廃棄
- ⑦ 委託先の従業者に対する監督・教育
- ⑧ 契約内容の遵守状況について報告を求める旨
- ⑨ 個人情報を取り扱う従業者の明確化
- ⑩ 委託先に対して実地調査を行うことができる旨



様式例 2-2 業務委託契約における個人情報保護に関する確認書(例) 様式例 2-3 再委託承諾申請書(例)

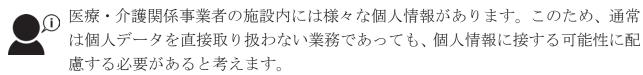
#### Q3-3. 個人データを直接取り扱わない業務を委託している場合?



 ↑ 清掃業務等、個人データを直接取り扱わない業務を委託している場合は、委託契 約書に個人情報の取扱いに関する事項を記載する必要はないと考えてよいですか?



▲ 個人データを直接取り扱わない業務であっても、個人情報に接する可能性に配慮する必要があります。



業務委託に当たり、委託契約書に個人情報の取扱いに関する事項をどのように記載するかについては、委託する業務の内容や当該事業者における個人情報の管理の現状などを勘案し、医療・介護関係事業者において適切な方法を検討した上で判断することが必要です。

また、契約書に記載すべき事項(前述Q3-2参照)や具体的な記載内容についても、医療・介護関係事業者において委託先事業者とも相談しながら実効性のある適切な内容を定めることが望まれます。

#### Q3-4. 委託先において個人データが漏えいしてしまった場合の対応?



委託先において個人データが漏えいしてしまった場合の対応はどのようにすればよいでしょうか。



「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(平成29年個人情報保護委員会告示第1号)に基づき、迅速かつ適切に対応することが必要です。

委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合には、委託先から速やかに 報告を受け、医療・介護関係事業者としても事業者内における事故発生時の対応と同様 に、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(平成29年個人情報保護委員会告示第1号)に基づき、迅速かつ適切に対応することが必要です。

このためには、業務を委託する際に、委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託先と医療・介護関係事業者との間の報告連絡体制を整備しておくことが必要です。

なお、医療・介護関係事業者としては、当該事故が発生した原因を調査した上で、必要に応じて 委託先に対して改善を求める等の適切な措置を講ずることも必要です。



参照「Q7-6. 個人データが漏えいしてしまった場合の対応?」

#### Q3-5. 診療情報等の個人データの保存を外国の事業者に委託?



◎ 診療情報等の個人データの保存を外国の事業者に委託することはできますか?



国内法の執行が及ぶ範囲にあることが必要です。



診療情報の外部保存を行う場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成17年3月31日医政発第0331009号・薬食発第0331005号)によることとされています。

当該ガイドラインにおいては、経済産業省が定めた「医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン」及び総務省が定めた「クラウドサービス事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」に準拠することが定められており、それぞれ「扱う情報として、法令により作成や保存が定められている文書を含む場合には、医療情報システム及び医療情報が国内法の執行が及ぶ範囲にあることを確実とすることが必要である」、「ASP・SaaS サービスの提供に用いるアプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージなどは国内法の適用が及ぶ場所に設置すること」とされています。

#### 〈参考〉

総務省「クラウドサービス事業者が医療情報を 取り扱う際の安全管理に関するガイドライン 第 1 版(平成 30 年 7月)」 P109

・災害等の非常時の対応に関する安全管理対策(抜粋)

「医療機関等が所管官庁に対して法令に基づき提出する資料を 円滑に提出できるよう、サービスの提供に用いるアプリケーション、プラッ トフォーム、サーバ・ストレージ等は国内法の執行が及ぶ場所に設置する。」

www.soumu.go.jp/main\_content/000567229.pdf

# Q4. 提供時の対応について

## a. 第三者提供の場合

#### Q4a-1. 改正保護法の施行前に取得している個人情報を第三者提供する場合?



平成 27 年改正の施行(平成 29 年 5 月 30 日)前に取得した個人情報であって、施行後に要配慮個人情報に該当することとなり、当該情報について、新たに第三者提供をする場合には本人同意を得る必要がありますか?



▲ 個人データの第三者提供については、要配慮個人情報に係るものか否かを問わず、原則として本人の同意が必要です。

#### Q4a-2. 症例を学会で発表したりする場合?



症例を学会で発表したりする場合、「症例や事例により十分な匿名化が困難な場合」には本人の同意が必要とされていますが、どのような場合のことでしょうか?



▲ 患者の数が少ない場合や顔写真を添付する場合など、氏名等を消去しても特定の個人を識別できてしまう場合です。

症例や事例によっては、患者の数が少ない場合や顔写真を添付する場合など、氏名等を消去しても特定の個人を識別できてしまう場合もあります。このような場合、当該症例等は「個人情報」に該当しますので、学会での発表等に当たっては、第三者提供に該当しますので、本人の同意が必要となるということです。

なお、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護法の適用を受けません。ただし、当該学会発表等が学術研究の一環として行われる場合には、学会等関係団体が定める指針に従うこととなります。

#### Q4a-3. 研究目的のため、診療情報等を提供してほしいとの依頼があった場合?



患者の紹介元の医師から、研究のみの目的で利用するため、紹介患者の診療情報等を提供してほしいとの依頼があった場合は、どのように対応すればよいでしょうか?



A 患者本人の同意が必要です。

患者の診療情報等は個人データに該当するため、第三者提供及び利用目的の変更に当たっては、原則として本人の同意が必要です。

また、第三者提供に当たり黙示の同意が得られていると考えられるのは、本人への医療の提供のために必要な範囲に限られます。

したがって、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的以外で個人情報を取り扱う場合は、原則として、本人の同意を得る必要があります。



また、医学研究分野の場合、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」など、3つの医学研究に関する指針が策定されており、これらの指針に該当する研究であれば、診療情報等を提供する医師についても、当該指針が適用されます。

これらの指針において、研究を実施するに当たっての手続きが定められており、原則としてインフォームド・コンセント(同意)を得る必要があることについては、前述Q2-1のとおりです。

#### 【医学研究分野における関連指針】

「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(平成16年12月28日文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号) 「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」(平成16年12月28日文部科学省・厚生労働省告示第2号)

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第3号)

#### Q4a-4. 実習のために看護師養成所等の学生を受け入れる場合?



② 実習のために看護師養成所等の学生を受け入れる場合、実習を行うに当たり、患者の同意は必要でしょうか?



▲ あらかじめ院内掲示等により利用目的を公表しておくか、実習時に患者本人の同意を得る必要があります。



医療機関等については、実習を行うに当たり患者等の個人情報を利用する場合には、あらかじめ院内掲示等により利用目的を公表しておくか、個人情報を利用する段階で当該利用目的について患者本人から同意を得る必要があります。

なお、実習を行う際には、事前に十分かつ分かり易い説明を行った上で同意を得る必要があり、その同意を患者・家族と文書で取り交わすことが望ましいと考えています。

介護関係事業者については、介護保険法に基づく指定基準により、サービス担当者会議等において利用者又は家族の個人情報を使用する場合は、利用者及び家族から文書による同意を得ることとされていることを踏まえ、実習の学生の受け入れのように第三者に個人情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者又は家族の同意を得ておく必要があります。

#### Q4a-5. 知り合いと名乗る人が面会に見えたときに病室を教える場合?



入院患者・入所者の知り合いと名乗る人が面会に見えたときに病室を教えること は問題となりませんか?



▲ 面会者等の外部からの問合せへの回答をやめて欲しい旨の要望があった場合には、あらかじめ決めた統一的な取り扱いの下、誠実に対応する必要があります。

■ 患者・利用者の氏名は、個人を識別できる情報であり、「個人情報」に該当します。このため、入院患者・入所者から、面会者等の外部からの問合せへの回答を やめて欲しい旨の要望があった場合には、医療・介護関係事業者は、誠実に対応 する必要があります。

例えば、入院患者・入所者から特段の申し出がない場合で、その人が入院・入所していることを前提に面会に見えていることが確認できるときに、院内の案内として教えることは問題とならないと思われますが、入院・入所の有無を含めた問合せに答えることについては問題となる可能性があります。

また、医療・介護関係事業者における対応については、職員によって対応が異なることがないよう、統一的な取扱いを定めておくことも必要であり、本件については、あらかじめ、入院患者・入所者に対して面会の問合せに答えていいか確認しておくことが望ましいと考えます。



患者の親族と名乗る者から、患者との面会を求められた場合はどう対応すればよいでしょうか?



患者の意向に従うのがよいでしょう。患者に連れ添った親族や治療費を支払っている親族が面会を拒絶している場合でも、患者の意向に従うのがよいでしょう。患者の意思が不明確な場合は、親族の証明をしてもらうか、患者に連れ添った親族等に意見を聞くなどの対応が必要でしょう。



同一法人内の別病院へ転院した患者への面会者に、転院先を知らせてもよいでしょうか?



同一法人内での転院でも、転院先情報の提供は患者本人から同意が必要です。



入院患者への外線電話が入った場合の取次の際の注意点はありますか?



患者以外は家族や親族であっても第三者になります。入院時の同意の際に、取り次ぎ可の者の氏名及び電話番号を聞き取っておき、それ以外の者からの電話に対しては、入院の有無も個人情報ですので、入院患者に対する電話の取り次ぎはしていない旨を申し上げるのがよいでしょう。

#### Q4a-6. 病状等をその家族等に説明する場合?



患者・利用者の病状等をその家族等に説明する際に留意すべきことは何ですか?



● 患者・利用者本人に対して、説明を行う対象者の範囲、説明の方法や時期等について、あらかじめ確認しておくなど、できる限り患者・利用者本人の意思に配慮する必要があります。

● 医療機関等においては、患者への医療の提供に際して、家族等への病状の説明を 行うことは、患者への医療の提供のために通常必要な範囲の利用目的と考えられ、 院内掲示等で公表し、患者から明示的に留保の意思表示がなければ、患者の黙示 による同意があったものと考えられます。

医療・介護サービスを提供するに当たり、患者・利用者の病状等によっては、第三者である家族等に病状等の説明が必要な場合もあります。



なお、本人の同意が得られない場合であっても、医師が、本人又は家族等の生命、 身体又は財産の保護のために必要であると判断する場合であれば、家族等へ説明 することは可能です。



患者の親族を名乗る者から、患者の容態や診断内容、死亡原因等を聞かれた場合 はどう対応すればよいでしょうか?



患者の意思が明確であれば、患者の意向に従うのがよいでしょう。不明確である 場合は、親族であることの証明をしてもらったうえで説明をするのがよいでしょ う。

#### 〈参考〉

患者の意思が不明確な場合、親族の範囲(2 親等、3 親等など)をどこまでとするか、同居の親族と限るか、または親族であっても面会を不許可とする、容態等は回答しないといった対応は病院の方針によって決めるのがよいでしょう。

診療情報の提供等に関する指針」では、遺族に対する診療情報の提供については義務とされており、 その請求者は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者とされています。

#### Q4a-7. 本人に病名等を告知する前に家族に相談する場合?



傷病の種類によっては、本人に病名等を告知する前に家族に相談する場合が考えられますが、どのような配慮が必要ですか?

● 症状や予後、治療経過等について患者に対して十分な説明をしたとしても、患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合等で、医師が必要と認めるときには、あらかじめ決めた統一的な取り扱いの下、本人に説明する前に(本人の同意なく)家族へ説明することが可能です。

② 診療録等に記載された患者の診断結果等については、患者の個人データですので、 当該情報を第三者(家族も含みます)に提供する場合、原則として本人の同意が 必要です。ただし、人の生命等の保護のために必要がある場合で、本人の同意を 得ることが困難であるときには、本人の同意を得ずに第三者提供が可能です。

ただし、この場合、法の基本的な考え方である自己情報コントロール権の例外となるので、慎重な判断が求められます。このことを踏まえ、本人から診療情報等 (保有個人データ)の開示の請求に対して、開示しないと判断する場合には、院内に設置する検討委員会等において開示の可否を検討することを求めています。

なお、患者・利用者本人から、病状等の説明を行う対象者の範囲、説明の方法や時期等 についての要望があった場合は、できる限り患者・利用者本人の意思に配慮する必要があ ります。

#### Q4a-8. 未成年の患者から親に秘密にしてほしい旨の依頼があった場合?



○ 未成年の患者から、妊娠、薬物の乱用、自殺未遂等に関して親に秘密にしてほしい旨の依頼があった場合、医師は親に説明してはいけないのですか。逆に、親から問われた場合に、未成年の患者との信頼関係を重視して、親に情報を告げない。

ことは可能ですか?



患者の状態などを踏まえ、これまでどおり、親に告げるも告げないも、医師が 判断して対応することになります。



患者本人が、家族等へ病状等の説明をしないよう求められた場合であっても、医師が、本人又は家族等の生命、身体又は財産の保護のために必要であると判断する場合であれば、(第三者である)家族等へ説明することは可能です。

詳しくは、「診療情報の提供等に関する指針」等をご参照下さい。



虐待が疑われる患者の親から、カルテ開示請求があった場合、開示しなくてはなりませんか?



患者の親が加害者である可能性がある場合には、医師の判断により、本人の生命・ 身体の保護のために必要であれば、開示をしない対応を行うことができます。な お、その場合には、児童福祉相談所に連絡をとる等対応が必要でしょう。

#### Q4a-9. 弁護士会から患者に関する照会があった場合?



弁護士会から過去に診療を行った患者に関する照会があった場合、本人の同意を 得ずに回答してよいでしょうか?



本人の同意を得ずに回答(第三者提供)を行うことができます。

弁護士は、弁護士法第23条の2に基づき、受任している事件に関して、所属する弁護士会を通して公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるとされています。したがって、弁護士会への回答に当たっては、「法令に基づく場合」に相当するため、本人の同意を得ずに個人データの第三者提供を行うことができます。ただし、回答するか否かについては個別の事例ごとに判断する必要があります。



労働基準監督署や弁護士から患者の電子カルテの開示依頼があった場合は開示するのでしょうか?



労働基準監督署は警察と同じ捜査権を持っているので、警察に対する対応と同じように取り扱うことになります。

弁護士は、第三者への照会はできても捜査権はないので、第三者に対する開示となりますため、開示について患者本人の承諾が必要となります。弁護士法第23条の2に基づく照会の場合は、法令に基づく場合に該当しますが、患者と利害関係が対立している場合が多いので、開示すべきかは個別判断であり、慎重に検討する必要があります。

#### Q4a-10. 薬剤師が、調剤した薬剤に関して患者の家族に情報提供を行う場合?



薬剤師が、調剤した薬剤に関して患者の家族に情報提供を行う場合、本人の同意を得なくても情報提供できるのでしょうか?



承 現に看護に当たっている者(患者の家族)に対して、本人の同意を得ることなく情報提供が可能です。

薬剤師法では、患者又は現に看護に当たっている者に対して調剤した薬剤に関する情報提供を行うことが義務づけられていますので、その範囲であれば、第三者提供の例外規定のうち「法令に基づく場合」として、本人の同意を得ることなく情報提供が可能です。

#### Q4a-11. 民間保険会社等から患者の治療結果等に関する照会があった場合?



○ 民間保険会社等から医療機関に対して、患者の治療結果等に関する照会があった際、民間保険会社等が患者本人から取得した「同意書」を提示した場合は、回答に当たり、本人の同意が得られていると判断して良いのでしょうか?



② 医療機関は、当該同意書の内容について本人の意思を確認する必要があります。



個人データの第三者提供に当たっては、個人データを保有し、第三者提供を行う個人情報取扱事業者である医療機関が、本人の同意を得る必要があります。この

ため、民間保険会社から照会があった際に、本人の「同意書」を提出した場合であっても、 医療機関は、当該同意書の内容について本人の意思を確認する必要があります。

これは、本人が、同意書に署名する際に提供して良いと考えていたものの、その後、考えが変わっている場合もあり得るからです。このため、医療機関が民間保険会社に第三者提供を行う際に、提供する個人データの範囲(いつからいつまでの時期の情報を提供するのか、診療録の要約等を作成するのか、検査結果のデータも提供するのか、など)や、どのような形態で提供するかなどについて、具体的に説明し本人の意思を確認する必要があると考えます。

#### Q4a-12. 職員教育の症例研究会に他の病院から参加希望があった場合?

医療機関の職員を対象とした症例研究会(職員の知識や技能の向上を目的とするもの)を実施する際、当該医療機関以外の施設の職員から参加希望がありました。 既に、利用目的として「院内で行う症例研究会への利用」を公表していますが、この場合は、症例研究会で利用する症例の患者から第三者提供の同意を得る必要があるのでしょうか?



特定の個人が識別できる症例の場合は、あらかじめ患者本人から同意を得る必要があります。



○ 医療・介護関係事業者の職員以外の者が症例研究会に参加する場合には、当該研究会で利用する患者の個人情報を「第三者提供」することになるため、あらかじめ患者本人から同意を得る必要があります。

なお、患者に係る識別可能な情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより 特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)を消去し、個人を識別でき ない状態で利用するのであれば「個人情報」に該当しないことから、本人の同意を得るこ となく症例研究に利用することができます。

#### Q4a-13. 医薬品の副作用発生時における行政機関への報告する場合?



② 医薬品の副作用発生時における行政機関への報告や、製薬企業が実施する医薬品の製造販売後調査に協力する際の製薬企業への情報提供に当たっては、患者の情報をどの程度記載できるのでしょうか?



♠ 「法令に基づく場合」として、本人の同意を得ずに第三者提供を行うことが可能です。定める様式に従って情報提供してください。



う 行政機関への副作用報告や、製薬企業が行う医薬品の適正使用のために必要な情報収集への協力については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確

保等に関する法律に基づく義務等となっていますので、医療機関等では、「法令に基づく 場合」として、本人の同意を得ずに第三者提供を行うことが可能です。

行政機関への副作用報告に当たっては、報告様式(「医薬品安全性情報報告書」等)に従って記載してください。

また、製薬企業が行う製造販売後調査についても製薬企業が定める様式に従って情報提供してください。通常、製薬企業では、患者の氏名の報告を不要とするなど、特定の個人を識別できない形での情報提供を求めていることから、このような場合には、必要とされていない情報まで提供することがないよう留意してください。

#### Q4a-14. 学校医として生徒の健康診断を行った場合?



学校医として生徒の健康診断を行った場合、診断結果を学校に提出することは第 三者提供に該当するのでしょうか?



第三者提供に該当しません。

学校医は、学校保健安全法に基づき各学校(学校教育法第1条に定める学校)に置かれ、学校の職員として健康診断を行うこととなります。このため、学校に診断結果を提出することは事業者内での利用であり、第三者提供には該当しません。なお、専修学校については、生徒に健康診断を行う必要があり、学校医に相当する医師を置くことが望ましいとされていますが、必ず置かれているわけではありません。このため、専修学校で学校医に相当する医師がおかれていない場合は、外部の医療機関に健康診断を委託することとなります。この場合、委託を受けた医療機関が専修学校に診断結果を提出することについては、生徒の黙示的な同意が得られているものと考えられます。

#### Q4a-15. 移動先施設に入所者の個人情報の提供を行う場合?



② 介護保険施設の入所者が、他の介護保険施設に移動する際に、移動先の施設の求めに応じて入所者の個人情報の提供を行う場合は、本人の同意は必要なのでしょうか?



) 指定基準に基づいて、あらかじめ文書により入所者の同意を得る必要があります。



特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設については、「指 定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」などそれぞれの指定基 準において、「居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する 際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。」とされてい ます。(例:指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第30条第3項) このため、移動先の施設から、利用者の心身の状況等の個人情報を求められた場合につ いては、指定基準に基づいて、あらかじめ文書により入所者の同意を得る必要があります。

#### Q4a-16. 行事などの写真をホームページ等に掲載する場合?



ホームページや機関誌に、行事などにおける利用者の写真を掲載する場合、本人 の同意を得る必要はありますか。また、介護保険施設内に写真を展示する場合は どうでしょうか?



あらかじめ本人の同意を得る必要があります。



写真についても、個人を識別できるものであれば個人情報に当たります。したが って、ホームページや機関誌への掲載、施設内への展示等を通じ、当該写真を第 三者の閲覧に供するに際しては、本人の同意を得る必要があります。

#### Q4a-17. 高齢者虐待に当たって、関係機関に高齢者の個人情報を提供する場合?



高齢者虐待事例の解決に当たって、担当ケアマネジャーなどの関係機関に高齢者 の個人情報を提供する場合、高齢者本人の同意を得ることが難しいケースがあり ますが、高齢者本人の同意が得られないと情報提供はできないのでしょうか?



高齢者本人の同意が得られなくても、関係機関に情報提供を行うことが可能で す。

高齢者虐待については、市町村、担当ケアマネジャーや介護サービス事業者が十 分に連携して解決に当たることが必要です。事案によっては高齢者本人の同意を 得ることが困難なケースが考えられますが、高齢者本人の生命、身体、財産の保 護のために必要である場合は、個人情報保護法第23条第1項第2号(人の生命、身体又 は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき) に該当するものとして、高齢者本人の同意が得られなくても、関係機関に情報提供を行う ことが可能です。

#### Q4a-18. 大規模災害や事故等で患者の存否情報を回答する場合?

大規模災害や事故等で、意識不明で身元の確認できない多数の患者が複数の医療機関に分散して搬送されている場合に、患者の家族又は関係者と称する人から、患者が搬送されているかという電話での問合せがありました。相手が家族等であるか十分に確認できないのですが、患者の存否情報を回答してもよいでしょうか?



患者が意識不明であれば、本人の同意を得ることは困難な場合に該当します。また、個人情報保護法第23条第1項第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」の「人」には、患者本人だけではなく、第三者である患者の家族や職場の人等も含まれます。

このため、このような場合は、第三者提供の例外に該当し、本人の同意を得ずに存否情報等を回答することができ得ると考えられるので、災害の規模等を勘案して、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることによる本人や家族等の安心や生命、身体又は財産の保護等に資するような情報提供を行うべきと考えます。

なお、「本人の同意を得ることが困難な場合」については、本人が意識不明である場合等のほか、医療機関としての通常の体制と比較して、非常に多数の傷病者が一時に搬送され、家族等からの問合せに迅速に対応するためには、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理と考えられる場合も含まれるものと考えます。

#### Q4a-19. 患者の容態等について、どの範囲まで回答すべきでしょうか?



▶ 上記の状況で、患者の家族等である可能性のある電話の相手から、患者の容態等についての問合せがあれば、どの範囲まで回答すべきでしょうか?



▲ 相手と患者との関係が十分に確認できない場合には、存否情報やけがの程度等の情報提供に限定することも考えられます。

■ 電話による問合せで、相手と患者との関係が十分に確認できない場合には、存否情報やけがの程度等の情報提供に限定することも考えられますし、相手が患者の特徴を具体的に説明できるなど相手が患者の家族等であると確認できる場合には、より詳細な情報提供を行うことも可能と考えます。

#### Q4a-20. 家族等から、意識不明である患者の既往歴、治療歴等を聴取する場合?



上記の方法により連絡のついた家族等から、意識不明である患者の既往歴、治療 歴等を聴取することは問題ありませんか?



問題ありません。



① 治療のために必要な既往歴、治療歴等の情報を家族から取得することは、個人情報の適正な取得であり、問題ありません。(参照「Q1-7.」)



この場合、本人の意識が回復した後に、家族等から取得した情報の内容とその相手について本人に説明することになります。

#### Q4a-21. 大規模災害等で報道機関や地方公共団体等から問い合わせがあった場合?



大規模災害等において、報道機関や地方公共団体等から身元不明の患者に関する 問合せがあった場合、当該患者の情報を提供することはできますか?



医療機関は、存否確認に必要な範囲で、意識不明である患者の同意を得ること なく患者の情報を提供することが可能と考えられます。

報道機関や地方公共団体等を経由して、身元不明の患者に関する情報が広く提供されることにより、家族等がより早く患者を探しあてることが可能になると判断できる場合には、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するので、医療機関は、存否確認に必要な範囲で、意識不明である患者の同意を得ることなく患者の情報を提供することが可能と考えられます。具体的な対応については、個々の事例に応じて医療機関が判断する必要があります。

#### Q4a-22. 退職する医師が患者の氏名や住所を教えてほしいと言われた場合?





あらかじめ患者本人の同意を得る必要があります。



診療録等に記載された情報は、個人情報取扱事業者である病院が管理しているものであり、これを退職した医師に提供することは、個人データの(事業者である病院から医師個人に対する)第三者提供に該当します。したがって、医師に氏名、

住所等を提供する場合には、あらかじめ患者本人の同意を得る必要があり、同意を得た範囲の患者の個人データについては、医師に提供することは可能です。



なお、引き続き当該医師の診療を希望する患者の利便を図るため、病院から、医師の退職時期、新しく着任する医師の紹介、当該医師の受診継続を希望する場合の連絡先等を連絡することは、患者の診療の継続に資するものと考えられます。

このため、病院が医師に患者の個人データを提供するのでなく、病院が直接患者に対して、退職医師の診療所開業についての情報提供を行うことは可能です。

このような情報提供を行う場合には、①病院の業務として行うこと、②連絡した内容が 第三者にわからないよう封書等を利用すること (家族等への情報提供の範囲などに条件を 付している患者については特に配慮すること)、等の配慮が必要と考えます。

#### Q4a-23. 主治医の診断書を提出する場合?





本人の同意を得ずに市役所へ診断書の提出を行うことができます。

介護保険法第27条第6項において、市町村は、要介護認定の申請書が提出されたときは、当該申請に係る被保険者の主治の医師に対し、当該被保険者の身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求めるものとされています。このため、個人情報保護法第23条第1項第1号に定める第三者提供の制限の例外である「法令に基づく場合」に該当するので、本人の同意を得ずに市役所へ診断書の提出を行うことができます。

#### Q4a-24. 学校で怪我をした生徒に対する学校からの照会について?



② 学校で怪我をした生徒に担任の教師が付き添って来ました。保護者の同意書等がなければ担任の教師に怪我の状態などを説明してはいけないのでしょうか?



生徒が付き添ってきた教師の同席を拒まないのであれば、生徒本人と担任の教師を同席させて怪我の状態や治療の進め方等について説明を行うことができると考えます。



個人情報保護法では、「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者 に提供してはならない」とされており、怪我の症状を担任の教師に説明すること は、第三者提供に該当します。

質問のケースにあてはめると、「本人」というのは生徒のことであり、保護者ではありません。(保護者は未成年である子供の代理人にはなります。)そして、質問のケースについては、生徒が付き添ってきた教師の同席を拒まないのであれば、生徒本人と担任の教師を同席させて怪我の状態や治療の進め方等について説明を行うことができると考えます。同席して説明を受けなかった場合に、後から担任の教師が医療機関に問い合わせるのは、「学校からの照会」一般の考え方(後述参照)に基づいて、本人の同意がなければ回答してはならないことになります。

ただし、怪我の原因となった事故の再発防止や、再発した際の応急処置等に有効であり、 学校側に必要な情報を伝えておくべきと医師が判断できる場合は、「人の生命、身体の保 護のために必要がある場合」に該当し、仮に当該生徒本人の同意が得られない場合であっ ても、必要な範囲で担任の教師に情報提供できると考えます。



#### 【学校からの照会についての一般の考え方】

学校の教職員等から、児童・生徒の健康状態に関する問合せがあったり、休学中の児童・生徒の復学の見込みに関する問合せがあった場合、患者の同意を得ずに 患者の健康状態や回復の見込み等を回答してはならない。

#### Q4a-25. 警察や検察等捜査機関から患者の状況について照会あった場合?



⑨ 警察や検察等捜査機関から患者の状況について照会や事情聴取があった場合、 患者本人の同意を得ずに回答できるのでしょうか。個人情報保護法の施行を機 に警察等からの照会等に対する取扱いを変えた方がいいですか?



「法令に基づく場合」に該当し、患者本人の同意を得ずに回答しても同法違反 とはなりません。 警察や検察等捜査機関からの照会や事情聴取は、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、患者本人の同意を得ずに回答しても同法違反とはなりません。また、災害発生時等における照会については同法第23条第1項第4号に該当すると考えられることから、これらに関する取扱いを変更する必要はなく、従来どおりの対応が可能と考えます。

なお、上記照会や事情聴取により求められた患者の状況その他の医療情報を患者本人の 同意なく提供することが民法上の不法行為を構成することは、通常は考えにくいと思われ ます。

もっとも、求められた情報以外の情報を提供した場合には、損害賠償を請求されるおそれも否定できません。照会や事情聴取に応じ警察や検察等捜査機関に対し個人情報を提供する場合には、当該情報提供を求めた捜査官の役職、氏名を確認するとともに、その求めに応じ提供したことを後日説明できるようにしておくことが必要と思われます。

#### Q4a-26. 警察等から、死者の生前の診療情報等の提供の依頼があった場合?



警察等から、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第4条第3項の規定に基づき、死者の生前の診療情報等の提供の依頼があった場合、 遺族の同意を得ずに回答できるのでしょうか?



「法令に基づく場合」に該当するため、遺族の同意がなくとも、その情報を提供することが可能です。

死者に関する情報は、個人情報保護法に規定する「個人情報」には該当しませんが、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合は当該生存する個人に関する情報となるため、個人情報保護法等を踏まえた取扱いが必要です。また、本ガイダンスでは、「患者・利用者が死亡した後においても、医療・介護関係事業者等が当該患者・利用者の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又はき損等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとする」と規定しております。

しかし、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第4条第3項の規定に基づく警察署長からの死者の診療情報等に関する情報提供の依頼は、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当するため、遺族の同意がなくとも、その情報を提供することが可能です。

#### Q4a-27. 医療機関の廃止等により、別の医療機関が継承する場合?



医療機関の廃止等の理由により、別の医療機関が業務を承継することになりましたが、診療録等の個人データを提供する際に、患者の同意が必要なのでしょうか?



承継先の医療機関は第三者に該当しないので、患者の同意がなくても提供可能です。



本件のような場合は、「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データ が提供される場合」(個人情報保護法第23条第5項第2号)であり、承継先の 医療機関は第三者に該当しないので、患者の同意がなくても提供可能です。

#### Q4a-28. 麻酔科標榜許可申請をする医師から麻酔記録等の提供を求められた場合?



医療法第6条の6第1項の規定に基づく麻酔科標榜許可に係る申請を行おうとしている医師から、過去に実施した麻酔記録や手術記録の書類の提供を求められましたが、対象となった患者の同意を得た上で提供する必要があるのでしょ

うか?



「法令に基づく場合」に該当しますので、患者の同意を得なくても提供可能です。

麻酔科標榜許可に係る申請では、申請する医師に対して麻酔記録や手術記録の 提出を求めておりますが(医療法施行規則第1条の10第3項)、申請書の提出 に当たって必要な場合には、当該医師が現に勤務し、又は過去に勤務していた 医療機関に対し、これらの書類の提出を求めることができるとされており(同条第6項)、 この場合、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当しますの で、患者の同意を得なくても提供可能です。



なお、麻酔記録や手術記録には「患者に関する情報」が記載されている必要がありますが、当該情報は、患者の氏名のほか、患者の登録番号等、医療機関において識別することのできる情報を指します。

#### Q4a-29. 生活保護法に基づく被保護者に係る病状調査への回答?



生活保護法に基づき行われる、指定医療機関による都道府県・市町村への被保護者に係る病状調査とはどのようなものですか。また、本人の同意を得なくても、回答することは可能でしょうか?



「法令に基づく場合」に該当しますので、医療機関は本人の同意を得ずに当該 調査に対して回答することが可能です。

福祉事務所が指定医療機関に対し、現に生活保護を受給している者について、その「稼働能力の有無や程度の判定」、「医療扶助等生活保護費の給付の必要性や程度の判定」等、生活保護の決定・実施及び自立の助長・指導のために必要な医学的所見を求める調査のことをいいます。

この病状調査は、生活保護法第50条及び指定医療機関医療担当規程第7条に基づくものであり、指定医療機関はこれに応じる義務があるものであって、第三者提供の例外規定のうち「法令に基づく場合」に該当するので(個人情報保護法第23条第1項第1号)、医療機関は本人の同意を得ずに当該調査に対して回答することが可能です。

#### Q4a-30. 救命救急センターから関係機関等へ自殺未遂者の個人情報の提供?



② 自殺未遂者が救命救急センターに搬送された際、自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ 等のため、救命救急センターから関係機関等へ自殺未遂者の個人情報を提供して 良いでしょうか?



▲ 本人の同意がない場合であっても、再度自殺をする蓋然性が極めて高いなど生命の保護のために必要であって、本人の同意を得ることが困難である場合は可能です。

本人の同意があれば、関係機関等へ情報提供して差し支えありませんが、本人の同意がない場合であっても、再度自殺をする蓋然性が極めて高いなど生命の保護のために必要であって、本人の同意を得ることが困難である場合(本人に同意を求めても同意しない場合、本人に同意を求めること自体が困難な場合など)には、関係機関等へ情報提供しても差し支えありません。ただし、必要とされる情報の範囲に限って提供しなければなりません。

### b. 医療介護等連携の場合

#### Q4b-1. 患者の診療記録等を他の医療機関等へ提供する場合?

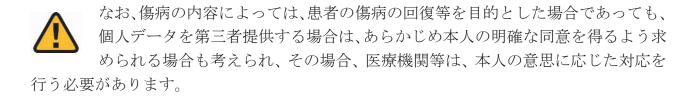


患者の診療記録等を他の医療機関等へ提供する場合、改めて本人から同意を得る必要がありますか?



利用目的として院内掲示等により明示されている場合は、改めて本人から同意を得る必要ありません。

他の医療機関等への情報の提供のうち、患者の傷病の回復等を含めた患者への 医療の提供に必要であり、かつ、個人情報の利用目的として院内掲示等により明 示されている場合は、原則として黙示による同意が得られているものと考えら れます。



従来から、利用目的の院内掲示などを実施していると思いますが、参考様式集を参照し、記載漏れなど再点検することが望まれます。尚、ガイダンスでは、利用目的以外に以下の事項についてあわせて掲示するものとするとしていることに注意を要します。

#### 【併記事項】

- (ア) 患者は、医療機関等が示す利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その事項について、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう医療機関等に求めることができること。
- (イ) 患者が、(7)の意思表示を行わない場合は、公表された利用目的について患者の同意が得られたものとすること。
- (ウ) 同意及び留保は、その後、患者からの申出により、いつでも変更することが可能であること。



様式例 1-2 利用目的に関する院内掲示ポスター (例)

#### Q4b-2. 医療機関と薬局の間で患者の薬剤服用歴などの情報交換を行う場合?



医療機関と薬局の間で患者の薬剤服用歴などの情報交換を行う場合も、ガイダンスに記載された条件を満たせば、患者の黙示による同意が得られていると考えてよろしいのでしょうか?



利用目的を掲示して、患者から明示的に留保の意思表示がなければ、患者の黙示による同意があったものとして取り扱うことは可能です。

医療機関と薬局間における薬剤服用歴などの情報交換は、患者へ医療を提供する上で通常行われることと考えられます。利用目的を掲示して、患者から明示的に留保の意思表示がなければ、患者の黙示による同意があったものとして取り扱うことは可能です。

#### Q4b-3. 紹介を受けた患者の診療情報等を紹介元医療機関に提供する場合?



病診連携の一環として、紹介を受けた患者の診療情報、検査結果、所見等を紹介 元医療機関に対して情報提供を行っていますが、実施に当たっての留意点は何で すか?



当該内容の利用目的を院内掲示していない場合には本人の同意を得ることが必要です。

紹介元医療機関に対する患者への医療の提供のために必要な情報提供は、「他の 医療機関等との連携を図ること」に該当し、利用目的等の院内掲示を行っている 場合には、本人の黙示による同意が得られているものと考えます(当該内容の利 用目的を院内掲示していない場合には本人の同意を得ることが必要です)。



なお、情報提供の方法は、書類の郵送、電子ディスクの郵送、通信回線による電子送信等、様々な方法が考えられますが、いずれの場合でも安全管理措置の徹底が必要です。

#### Q4b-4. がん検診の2次検診機関から1次検診機関に提供する場合?



がん検診の2次検診機関として患者の精密検査を行った場合、1次検診機関から、精密検査結果の提供を求められることがありますが、患者の精密検査結果を提供する場合には、患者の同意を得る必要があるのでしょうか?



▲ あらかじめ患者の同意を得る必要はありません。

がん検診については、がん検診全体の精度管理のために、1次検診機関においては、必要に応じ、精密検査の結果等を記録することとされており、2次検診機関は、1次検診機関から、患者の精密検査結果を提供するよう依頼を受けることがあります。

その際に、2次検診機関において、患者に対し、1次検診機関に精密検査結果を提供する旨の同意を得ることは、その性質上、患者の強い不安を招きやすく、また、同意が得られた患者のみ精密検査結果を提供することはがん検診全体の制度管理に影響を与えることが考えられます。

このため、がん検診の精度管理のために、2次検診機関が、1次検診機関に患者の精密 検査結果を提供することは、個人情報保護法第23条第1項第3号(公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき)に該当し、あらかじめ患者の同意を得る必要はありません。

#### Q4b-5. 第三者提供時の確認・記録義務が適用されないのはどのような場合?



◎ 医療・介護関係事業者において、第三者提供時の確認・記録義務が適用されないのは、どのような場合でしょうか?



以下の①~⑥の場合は、適用されません。



個人データの第三者提供について適正な取扱いが確保されるよう、個人データ を第三者提供する場合及び第三者から個人データを受領した場合には、一定事 項を確認・記録する必要があります。

ただし、以下の場合については、確認・記録義務が適用されないこととなっています。

- ① 国、地方公共団体、独立行政法人等へ提供する場合(個人情報保護法第2条第5項 各号に該当)
- ② 法令に基づいて個人データを提供する場合(同法第23条第1項1号に該当)
- ③ 検体検査業務の委託その他の業務委託の場合(同法第23条第5項第1号に該当)

- ④ 地域包括ケアシステムなどで複数の医療・介護関係事業者間で、患者情報の共同利用している場合(同法第23条第5項第3号に該当)
- ⑤ 他の医療機関、介護サービス事業者等と連携する場合(本人に代わって提供)
- ⑥ 家族等へ病状説明を行う場合(本人と一体と評価できる関係にある者に提供)など の場合



但し、上記の④は、「共同利用に関する事項」をあらかじめ本人に通知等している場合に限られます。(具体的な内容は参加される地域の協議会等の運営規約・規程に依ります。)

「共同利用に関する事項」

- (ア) 特定の者との間で共同して利用する旨
- (イ) 共同して利用される個人データの項目
- (ウ) 共同利用者の範囲(個別列挙されているか、本人から見てその範囲が明確となるように特定されている必要がある)
- (エ) 利用する者の利用目的
- (オ) 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

尚、(イ)、(ウ) については変更することができず、(エ)、(オ) については、本人が想定することが困難でない範囲内で変更することができ、変更する場合は、本人に通知又は本人の容易に知り得る状態におかなければならない。

# Q5. 相談受付時の対応について

#### Q5-1. 個人情報に関する相談体制とは?



個人情報に関する相談体制はどのようにすべきでしょうか?



▲ 個人情報保護法第35条では、医療・介護関係事業者は個人情報の取扱いに関して患者・利用者等から苦情の申し出があった場合、適切かつ迅速な対応に努めなければならず、そのために必要な体制の整備に努めなければならないとされている。

ます。

また、個人情報の取扱いに関して、本ガイダンスでは、患者・利用者等が疑問に感じた 内容を、いつでも、気軽に問合せできる窓口機能等を確保することが重要であるとしてい ます。

患者・利用者等の相談は、医療・介護サービスの内容とも関連している場合が多いことから、個人情報の取扱いに関し患者・利用者等からの相談や苦情への対応等を行う窓口機能等を整備するとともに、その窓口がサービスの提供に関する相談機能とも有機的に連携した対応が行える体制とするなど、患者・利用者等の立場に立った対応を行う必要があるとしています。

#### Q5-2. 相談体制を整備するにあたり、具体的な留意点?



「申談体制を整備するにあたり、具体的な留意点としてはどのような点が挙げられますか?



▲ 患者・利用者等が利用しやすいように配慮することが重要です。このため、医療・ 介護関係事業者の規模等に応じ、以下を配慮する必要があります。

- ① 相談窓口について院内掲示等により広報し、医療・介護関係事業者として患者・利用 者等からの相談や苦情を受け付けていることを広く周知すること。
- ② 専用の相談スペースを確保するなど相談しやすい環境や雰囲気を作ること。
- ③ 担当職員に個人情報に関する知識や事業者内の規則を十分理解させるとともに、相談内容の守秘義務を徹底するなど、窓口の利用に伴う患者・利用者等の不安が生じないようにすること。

#### Q5-3. 既存の医療安全に関する相談窓口が個人情報に関する相談窓口も兼ねる場合?



既存の医療安全に関する相談窓口が、個人情報に関する相談窓口を兼ねることは 認められますか?



● 既存の患者相談窓口が個人情報に関する相談機能を兼ねることでも問題ありません。



その場合、対応する職員には、個人情報の取扱いについても十分な知識を有することが必要です。

#### Q5-4. 全診療時間帯で相談窓口を開設することが困難な場合?





● 患者・利用者等が利用しやすいという観点からは、患者・利用者等が希望する日時に相談できる体制を確保することが望ましいです。

しかし、医療・介護関係事業者の規模や職員体制等を勘案し、特定の曜日、時間 帯のみに相談窓口が開設されることもやむを得ないと考えます。この場合、でき るだけ患者・利用者等が相談しやすいよう配慮する観点から、週により開設する 曜日や時間帯を変化させる方法も考えられます。

また、専用の相談窓口を設置する方法のほかに、受付・会計等の窓口において、相談の窓口機能を持たせることでも構いませんが、その場合にも、患者・利用者等が相談しやすい体制を整備する必要があります。

#### Q5-5. 小規模な医療・介護関係事業者でも相談窓口を設置?



小規模な医療・介護関係事業者でも個人情報に関する相談窓口を設置する必要 がありますか?認定個人情報保護団体等が開設する相談窓口を案内することで 代用できませんか?



● 医療・介護関係事業者が相談窓口を設置し、自ら対応する必要があります。



個人情報保護法第35条では、「個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関 する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなればならない」とされており、患者から の相談や苦情等があった場合は、まず、医療・介護関係事業者が自ら対応する必 要があります。

また、患者・利用者等からの問合せにどのように対応すべきか疑問を生じた場合等には、 認定個人情報保護団体や個人情報保護委員会の窓口等に照会するなどして、曖昧な回答を しないことが重要です。

#### Q5-6. 相談窓口の業務を担当する職員への教育?



相談窓口の業務を担当する職員への教育等はどのようにすれば良いでしょう



🛕 担当職員に対し、業務の重要性や個人情報保護の取扱いに係る知識・技術を高 めるための教育研修の実施(認定個人情報保護団体や行政が行う研修等への参 加を含む。)を行うなど、個人情報の保護が徹底されるよう配慮する必要があり

ます。



↑ 相談窓口の職員は、個人情報保護に関して十分な知識を有するとともに、相談・ 苦情の内容を外部の人や他の職員に漏えいしないよう、高いモラルが求められ ます。

#### Q5-7. 相談窓口で障害のある患者・利用者等にも配慮?



ガイダンスp3で「個人情報の利用目的の説明や窓口機能等の整備、開示の請 求を受け付ける方法を定める場合等に当たっては、障害のある患者・利用者等 にも配慮する必要がある。」とされていますが、どのようなことをすればよいの

ですか?

(A) 例えば、聴覚障害者のために手話や筆談による説明を行ったり、視覚障害者のた めに点字の説明書を提供することが考えられます。なお、これらの取組は、すべ ての医療・介護関係事業者が事前にすべて準備しなければならないものではなく、 患者・利用者等からの求めに応じ、地域のボランティア等の協力を得るなどしつつ、ニー ズに応じた対応を図っていくことが求められます。

# Q6. 開示請求時の対応について

#### Q6-1. 遺族への開示について?



遺族への開示については「診療情報の提供等に関する指針」に従って開示を行 うこととされていますが、薬局の場合も当該指針に従って、遺族へ開示すれば よろしいのでしょうか?



承局において、遺族から死亡した患者に関する診療情報の開示の請求があった場合には、病院等と同様に、「診療情報の提供等に関する指針」に従って遺族へ開示してください。

#### Q6-2. 診療録の二面性について?

診療録には、患者について客観的な検査をしたデータもあれば、それに対して医師が行った判断や評価も書かれています。つまり、診療録は、当該診療録を作成した医師の側からみると、自分が行った判断や評価を書いているので、医師の個人情報とも言うことができるのではないですか?



▲ 二面性があることを理由に、診療録の全部又は一部を開示しないことはできません。

診療録等に記載されている情報の中には、患者と医師等双方の個人情報という二面性を持っている部分があります。しかし、そもそも診療録全体が患者の保有個人データであることから、患者本人から開示の請求がある場合に、その二面性があることを理由に、診療録の全部又は一部を開示しないことはできません。

#### Q6-3. 患者・利用者の代理人から開示の請求があった場合?



◎ 患者・利用者の代理人から、患者・利用者本人の委任状を提出の上、保有個人データの開示の請求があった場合は、本人の意思が明らかであると見なしてよいでしょうか?



▲ 本人の委任状が提出された場合であっても、開示の請求を行った者及び開示する 保有個人データの範囲等について、本人の意思を確認する必要があります。

個人情報保護法及び政令においては、法定代理人や本人が委任した代理人が開示 等の請求をすることができるとされています。本ガイダンスでは、このような代 理人による開示等の請求があった場合について、当該代理人の請求が本人の意思 によるものであるか慎重に確認することを求めています。(詳しくは、「診療情報の提供等 に関する指針」等をご参照ください。)

このため、本人の委任状が提出された場合であっても、開示の請求を行った者及び開示 する保有個人データの範囲等について、本人の意思を確認する必要があります。

#### Q6-4. 開示の方法?



保有個人データの開示に当たっては、どのような方法で開示すべきでしょうか?



⋒ 開示の方法は、書面の交付又は請求を行った者が同意した方法によることとされ ています。



開示の方法は、書面の交付又は請求を行った者が同意した方法によることとされ ていますので、書面によるほか、開示の請求を行った方と相談した上で、開示の 方法を定めることも可能です。



なお、「診療情報の提供等に関する指針」では、診療記録の開示の際、患者等が補 足的な説明を求めたときは、医療従事者等はできる限り速やかにこれに応じなけ ればならず、この場合にあっては、担当の医師等が説明を行うことが望ましいと されています。



様式例 3-2 個人情報に関する開示請求書(例)

様式例 3-3 開示請求回答書【諾】(例)

様式例 3-4 開示請求回答書【否】(例)



診断中または診断後に患者本人からの要求により、検査画像の画面を患者が携帯 電話、スマホなどで撮影させて差支えありませんか?



撮影を求める患者の行動は、診療記録の情報開示を求める意思ですので、診療録 開示請求の手続きとして取り扱うのが適切です。またモニター画面の撮影は鮮明 に撮影される保証がありませんので、誤解や誤認の種となる恐れがあります。した がいまして、診療録開示請求の書式で請求手続きをしてもらい、請求のあった画像 を書き換え不可DVDに複製して渡す事が適切と考えます。



患者からのカルテの内容に関し、訂正・追加・削除の請求その他異議が申し出られた場合どのように対応したらよいでしょうか?



訂正等の請求があった場合であっても、カルテのどの部分について何を求めているのか聞き取り、①利用目的から見て訂正等が必要でない場合、②誤りである指摘が正しくない場合又は③訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合には、これらの措置を行う必要はありません。



訂正等に応じる場合には、カルテを書き換えるのではなく、別のページで変更履歴 が残る形式で訂正等を求めている内容と理由を記載して、元の記載を抹消しない ようにし、訂正等に応じない場合は、応じない理由・意見等を記載しておくべきで す。

#### Q6-5. 開示等の請求に応じる手続及び手数料?



保有個人データの開示にあたり、費用として請求出来る妥当な金額はいくらで しょうか?



▲ 個人情報保護法では、実費を勘案して合理的と認められる範囲内であれば手数料を徴収できることとされています。具体的な金額は、個別の事例に応じて判断が異なるものであると考えます。

# Q7. 安全管理

#### Q7-1. 個人情報取扱事業者としての義務規定に違反した場合?



◎ 医療・介護関係事業者が個人情報取扱事業者としての義務規定に違反した場合はどのような罰則があるのでしょうか?



▲ 個人情報保護委員会は個人情報取扱事業者に対して、報告の徴収及び立入検査、 指導及び助言等を行います。



個人情報取扱事業者が個人情報を不適切に取り扱う事例等があったときには、 個人情報保護委員会は個人情報取扱事業者に対して、以下のことを行う場合が あります。

- ① 個人情報の取扱いに関する報告の徴収及び立入検査(個人情報保護法第40条第1項)、指導及び助言(同法第41条)
- ② 個人情報取扱事業者が一定の義務に違反した場合における、違反行為を是正するための必要な措置に係る勧告(同法第42条第1項)、命令(同法第42条第2項又は第3項)

このとき、個人情報取扱事業者が、以下の場合には、罰則が科せられることになっています(同法第84条・第85条)。

- ① 個人情報保護委員会の命令(同法第42条第2項又は第3項)に違反した場合
- ② 個人情報保護委員会からの報告徴収(同法第40条第1項)に対して報告をせず、 又は虚偽報告をした場合
- ③ 立入検査を拒んだ場合
- ※個人情報保護法第44条第1項の規定に基づき、同法第40条第1項の規定による権限 が個人情報保護委員会から事業所管大臣に委任された場合には、厚生労働大臣が報告徴 収及び立入検査を行うことがあります。
- ※さらに、同法第77条及び個人情報の保護に関する法律施行令第21条において、同法 第40条第1項に規定する個人情報保護委員会の権限が同法第44条第1項の規定に より事業所管大臣に委任された場合において、個人情報取扱事業者が行う事業であって 事業所管大臣が所管するものについての報告徴収及び立入検査に係る権限に属する事 務の全部又は一部が、他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が行う こととされているときは、当該地方公共団体の長等が行うことがあります。

#### Q7-2. 個人データの漏えいが発生した場合、従業者の罰則?



● 仮に個人データの漏えいが発生した場合、従業者も個人情報保護法に基づき罰せられるのでしょうか?



自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が科される可能性があります。

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者に対する義務等が課せられていますので、個人データの漏えいが発生した場合には、事業者における安全管理措置や従業者への監督の義務が適切に行われていなかったのではないかということで責任を負う可能性があります。

また、個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、同法第83条により刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が科される可能性があります。

従業者に対しては、医師等の医療従事者については刑法や各資格法で規定されている守秘義務違反に、介護関係事業者の従業者については介護保険関係法令で規定されている守秘義務違反に、また、資格を有しない従業者についても、業務の内容によっては(不妊手術、精神保健、感染症など)関係法律により規定されている守秘義務違反に問われる可能性があります。

なお、漏えい等により権利を侵害された者から民事上の責任を問われる可能性もあります。

#### Q7-3. 個人データに該当する文書等の保管管理?



◎ 適切な安全管理措置を行うためには、個人データに該当する文書等は鍵のかかる場所へ保管しなければならないのでしょうか?



すべての医療・介護関係事業者において、鍵のかかる場所への保管が義務づけられているわけではありません。



個人データを含む書類の管理方法は、医療・介護関係事業者の規模や従業者の数などによって様々であると考えられ、すべての医療・介護関係事業者において、鍵のかかる場所への保管が義務づけられているわけではありません。

一方、当該事業者によっては、施錠だけではなく IC カードによる入室システム等の導入が必要と考えられる場合もあります。



このため、医療・介護関係事業者において、自らの事業規模や現在の個人情報の取扱い方を踏まえ、個人データの種類に応じて、適切な管理方法を検討し、 適切な安全管理措置を講ずる必要があります。

#### Q7-4. 入力者の記録?



個人情報をコンピュータに入力するに当たり、入力者の記録を保存しておく必要はあるでしょうか?



▲ 個人情報保護法令及び本ガイダンスにおいては、個人情報の入力者を記録しておくことは求めていません。



医療・介護関係事業者において、安全管理措置の一環として入力者の記録が必要と判断する場合には、当該記録を保存することも考えられます。

#### Q7-5. 安全管理措置を行う際の留意点?



がイダンスp29に記載されている、「医療情報システムの安全管理に関するがイドライン」に基づき安全管理措置を行う際の留意点はあるでしょうか?



情報システムの担当者であっても、本ガイダンスの内容を十分理解し、情報システムにかかわらない部分でも個人情報保護に関する対策が達成されていることを確認することが必要です。

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」は、本ガイダンス(医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いに関するガイダンス)と対になるものですが、個人情報保護は決して情報システムにかかわる対策だけで達成されるものではありません。したがって、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を使用する場合、情報システムの担当者であっても、本ガイダンスの内容を十分理解し、情報システムにかかわらない部分でも個人情報保護に関する対策が達成されていることを確認することが必要です。

#### Q7-6. 個人データが漏えいしてしまった場合の対応?



医療・介護関係事業者において、個人データが漏えいしてしまった場合の対応 はどのようにすればよいでしょうか?



▶ 「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(平成29年個人情報保護委員会告示第1号)に基づき、迅速かつ適切に対応することが必要です。



まず、事故を発見した者が、事業者内の責任者等に速やかに報告するとともに、事業者内で事故の原因を調査し、影響範囲を特定して引き続き漏えい等が起きる可能性があれば、これ以上事故が起こらないよう至急対処する必要があります。

また、関係する患者・利用者等に対して事故に関する説明を行うとともに、個人情報保護委員会(ただし、個人情報保護法第47条第1項に規定する認定個人情報保護団体の対象事業者である医療・介護関係事業者は、所属の認定個人情報保護団体)に報告する必要があります。

さらに、このような漏えい等の事故が今後発生しないよう、再発防止策を講ずる必要が あります。



「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」(平成29年個人情報保護委員会告示第1号)で以下の措置を講ずることが望ましいとされているため、予め、個人データの漏えい時の対応手順書の整備が望まれます。

- ① 業者内部における報告及び被害の拡大防止
- ② 事実関係の調査及び原因の究明
- ③ 影響範囲の特定
- ④ 再発防止策の検討及び実施
- ⑤ 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- ⑥ 事実関係及び再発防止策等の公表の必要な措置

また、漏えい等事案が発覚した場合には、その事実関係及び再発防止策等について、個人情報保護委員会に対し、速やかに報告するよう努めるものとしています。



様式例 2-4 個人データ漏えい等事案報告書(例)

#### Q7-7. ファックスの誤送信時の対応?

薬局において、処方せんの記載内容について疑義照会を行うために、処方せん を医療機関にファックスで送信しようとしたところ、誤って別の医療機関に送付してしまいましたが、どのように対処すればよろしいでしょうか。個人情報 保護法が全面施行されることにより、処方せんをファックスで送信することはできなく なるのでしょうか?



処方せんを交付した医師等に疑義照会を行うためにファクシミリで処方せんを 送信することは、個人情報保護法や本ガイダンスで禁止されていません。個別 の事例に応じて判断は異なりますが、誤送信が判明した場合には、まず、送信 先に連絡して当該情報を廃棄してもらうなどの対応が必要と考えます。

# 3. 参考様式

個人情報保護法に対応するために各病院で必要と思われる書式等の各種様式例を、参考までに示すものです。

なお、ここに示す様式は必要最低限のもので、これ以外の様式については、必要に応 じてそれぞれの病院が作成してください。

#### (1) 個人情報の利用目的 関連

#### · 様式例 1-1 個人情報保護方針(例)

個人情報保護委員会「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」の意に対する、病院理念に基づいた個人情報保護方針

#### ・様式例 1-2 利用目的に関する院内掲示ポスター(例)

病院毎に定めた個人情報の通常における利用目的を列挙するとともに、その取り扱い について付記し、患者や利用者に周知してもらうための院内掲示用ポスター

#### ・様式例 1-3 患者に渡すリーフレット (例)

病院毎に定めた個人情報の通常における利用目的、個人情報の開示・訂正・利用停止 について記述したリーフレット

#### ・様式例 1-4 患者や利用者に対する利用目的の変更通知書(例)

様式例 1-2 に掲げた個人情報の通常における利用目的を変更する場合に、その旨を患者や利用者に通知するための様式

#### ・様式例 1-5 変更通知に対する患者や利用者の諾否回答書(例)

様式例 1-4 で通知した内容に対し、患者や利用者が同意するか否かを回答するための 様式

#### (2) 安全管理措置 関連

#### ・様式例 2-1 従業者の守秘義務に関する誓約書(例)

従業者を雇い入れる場合あるいは派遣労働者を受け入れる場合に、個人情報の院内規 則を遵守することを誓約してもらうための様式

#### - 様式例 2-2 業務委託契約における個人情報保護に関する確認書(例)

外部に業務委託をする場合に、病院が保有する個人情報の安全管理を委託先に徹底してもらうために行う取り決めの様式

#### ·様式例 2-3 再委託承諾申請書(例)

委託先が受託した業務の一部を他の事業者に再委託する場合の事前承諾申請の様式

#### ・様式例 2-4 個人データ漏えい等事案報告書(例)

漏えい等事案が発覚した場合は、その事実関係及び再発防止策等について、個人情報 保護委員会に対し、速やかに報告するための様式

#### (3) 患者からの要求への対応 関連

#### 様式例 3-1 代理人確認書(例)

様式例 3-1 による開示請求を行うに当り、患者や利用者が認めた代理人を確認するための様式

#### ・様式例 3-2 個人情報に関する開示請求書(例)

病院が保有する個人情報の全部または一部の開示を、患者や利用者が請求するための 様式

#### ·様式例 3-3 開示請求回答書【諾】(例)

様式例 3-1 による開示請求に対して、病院が請求を承諾した旨を患者や利用者に回答するための様式

#### · 様式例 3-4 開示請求回答書【否】(例)

様式例 3-1 による開示請求に対して、病院が請求を拒否した旨を患者や利用者に回答するための様式

#### ・様式例 3-5 個人情報に関する訂正・追加・削除請求書(例)

病院が保有する個人情報の全部または一部の訂正・追加・削除を、患者や利用者が請求するための様式

#### 様式例 3-6 訂正・追加・削除請求回答書【諾】(例)

様式例 3-5 による訂正・追加・削除請求に対して、病院が請求を承諾した旨を患者や 利用者に回答するための様式

#### 様式例 3-7 訂正・追加・削除請求回答書【否】(例)

様式例 3-5 による訂正・追加・削除請求に対して、病院が請求を拒否した旨を患者や 利用者に回答するための様式

#### ・様式例 3-8 個人情報に関する利用停止請求書(例)

病院が保有する本人に関する個人情報の全部または一部の利用停止を、患者や利用者 が請求するための様式

#### ·様式例 3-9 利用停止請求回答書【諾】(例)

様式例 3-8 による利用停止請求に対して、病院が請求を承諾した旨を患者や利用者に 回答するための様式

#### · 様式例 3-10 利用停止請求回答書【否】(例)

様式例 3-8 による利用停止請求に対して、病院が請求を拒否した旨を患者や利用者に 回答するための様式

#### (1) 個人情報の利用目的 関連

#### 様式例 1-1 個人情報保護方針(例)

#### 個人情報保護方針

当院は信頼の医療に向けて、患者さんに良い医療を受けていただけるよう日々努力を重ねています。 患者さんの個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要であると考えております。そのために当院では、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

#### 1. 個人情報の取得について

当院が患者さんの個人情報を取得する場合、主として診療・看護および患者さんの医療にかかわる範囲で行います。その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的を、あらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施いたします。ウェブサイトで個人情報を必要とする場合も同様にいたします。

#### 2. 個人情報の利用および提供について

当院は、患者さんの個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

- ◎ 患者さんの了解を得た場合
- ◎ 個人を識別あるいは特定できない状態に加工 1 して利用する場合
- ◎ 法令等により提供を要求された場合

当院は、法令の定める場合や緊急の場合等を除き、患者さんの許可なく、その情報を<u>第三者</u>  $^2$  に提供いたしません。

#### 3. 個人情報の適正管理について

当院は、患者さんの個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、患者さんの個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざんまたは患者さんの個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

#### 4. 個人情報の確認・修正等について

当院は、患者さんの個人情報について患者さんが開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当院の「患者情報の提供等に関する指針」に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

#### 5. 問い合わせの窓口

当院の個人情報保護方針に関してのご質問や患者さんの個人情報のお問い合わせは以下の窓口でお受けいたします。 窓口: 「個人情報保護相談窓口」

#### 6. 法令等の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当院は、個人情報の保護に関する日本の法令、個人情報保護委員会のガイダンス等、医学関連分野の関連指針、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

○○○○年○月○日

院長 〇 〇 〇 〇

- 1 単に個人の名前のみを消し去ることで匿名化するのではなく、通常の方法では患者さん本人を特定できない状態にされていること。(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを除く)
- 2 第三者とは、患者さん本人および当院以外をいい、本来の利用目的に該当しない、または患者さん本人によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体・機関または個人をさす。
- \*この方針は、患者さんのみならず、当院の職員および当院と関係のあるすべての個人情報についても、上記と同様に取扱います。

#### 様式例 1-2 利用目的に関する院内掲示ポスター (例)

#### 当院では患者さんの個人情報の保護に万全の体制を採っています

当院では、患者さんの個人情報については下記の目的に利用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。なお、疑問などがございましたら担当窓口にお問合せください。

0000 病院院長

#### 当院における患者さんの個人情報の利用目的は

#### 1. 院内での利用

- 1. 患者さんに提供する医療サービス
- 2. 医療保険事務
- 3. 入退院等の病棟管理
- 4. 会計·経理
- 5. 医療事故等の報告
- 6. 患者さんへの医療サービスの向上
- 7. 院内医療実習への協力
- 8. 医療の質の向上を目的とした院内症例研究
- 9. その他、患者さんに係る管理運営業務

#### 2. 院外への情報提供としての利用

- 1. 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- 2. 他の医療機関等からの照会への回答
- 3. 患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 4. 検体検査業務等の業務委託
- 5. ご家族等への病状説明
- 6. 保険事務の委託
- 7. 審査支払機関へのレセプトの提供
- 8. 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 9. 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
- 10. 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または 届出等
- 11. その他、患者さんへの医療保険事務に関する利用

#### 3. その他の利用

- 1. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 2. 外部監査機関への情報提供
- 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、 その旨を担当窓口までお申し出ください。
- お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等をすることができます。

#### 様式例 1-3 患者に渡すリーフレット(例)

#### 【表】

### 患者さんの個人情報の保護についてのお知らせ

当院では、患者さんに安心して医療を受けていただくために、安全な医療をご 提供するとともに、患者さんの個人情報の取り扱いにも、万全の体制で取り組ん でいます。

#### 個人情報の利用目的について

当院では、患者さんの個人情報を別記の目的で利用させていただくことがございます。これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、 改めて患者さんから同意をいただくことにしております。

#### 個人情報の開示・訂正・利用停止について

当院では、患者さんの個人情報の開示・訂正・利用停止につきましても、「個人情報の保護に関する法律」の規定にしたがって進めております。

手続きの詳細のほか、ご不明な点につきましては、窓口までお気軽におたずねください。

○○○○年○月○日

○○○病院 院長

#### 【裏】

#### 【別 記】

#### 当院における患者さんの個人情報の利用目的は

#### 1. 院内での利用

- 1. 患者さんに提供する医療サービス
- 2. 医療保険事務
- 3. 入退院等の病棟管理
- 4. 会計・経理
- 5. 医療事故等の報告
- 6. 患者さんへの医療サービスの向上
- 7. 院内医療実習への協力
- 8. 医療の質の向上を目的とした院内症例研究
- 9. その他、患者さんに係る管理運営業務

#### 2. 院外への情報提供としての利用

- 1. 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- 2. 他の医療機関等からの照会への回答
- 3. 患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 4. 検体検査業務等の業務委託
- 5. ご家族等への病状説明
- 6. 保険事務の委託
- 7. 審査支払機関へのレセプトの提供
- 8. 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 9. 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
- 10. 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- 11. その他、患者さんへの医療保険事務に関する利用

#### 3. その他の利用

- 1. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 2. 外部監査機関への情報提供
- 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、 その 旨を担当窓口までお申し出ください。
- お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等をすることができます。

### 様式例 1-4 患者や利用者に対する利用目的の変更通知書(例)

個人情報の利用	目的の変更(追加)通知書
	者名)
用目的につきましては、かね <sup>*</sup> すが、この度、個人情報の利用目 つきましては、下記の内容をごり る諾否について、同封しました	様に関する個人情報の利 てより院内掲示等でお知らせしてありま 目的を変更(追加)する必要が生じました。 覧いただき、利用目的の変更(追加)に対す 「個人情報利用目的の変更(追加)諾否回答 返送くださいますようお願い申しあげます
変更する利用 目的の項目・ 範囲	
新たに追加す る利用目的の 内容・理由	
なお、この件についてご不明	目の点は、当院窓口までお尋ねください
年月日	病院
	院 長
	担当医科
	当院窓口 TEL 000-000-000

### 様式例 1-5 変更通知に対する患者や利用者の諾否回答書(例)

個人情報	服の利用目	的の変更	(追加)	諾否回答	書
病院院	長	殿			
私は、貴院が保有 につきまして、利用 りました。					
変更する利用 目的の項目・ 範囲					
新たに追加す る利用目的の 内容					
上記の利用目的の	)変更(追加)	に対し、私	1/17	意します。 意しません ちらかを○で	
(ご意見がありま	. したら、この村	 闌にご記入く 	ださい)		
年	_月日	患者本人まれ	とは代理人	(自署)	

\*回答、意見、年月日、署名欄以外は病院で記入

### (2) 安全管理措置 関連

# 様式例 2-1 従業者の守秘義務に関する誓約書 (例)

患者お	および職員の個_	人情報の保護に関う	する誓約書
	ملوح ملين		
	病院		
院長	殿		
私は、	, 当院の従業者とし	て、患者および当院職員 <i>0</i>	D個人情 報
の保護は	こ関する院内規則を	十分に理解し、これを遵	守いたしま
す。			
私は	、在職(在任)中は、	もちろん、退職(退任)後	<b></b> おいても、
職務上	知り得た患者および	が当院職員の個人情報を	、正当な事
由なく	第三者に漏らしませ	$\lambda_{\circ}$	
以_	上、誠実に遵守する	ことを誓います。	
		年月	Н
			<u> </u>
		(派遣の場合は事業者	名を記入)
		氏名	(FI)

### 様式例 2-2 業務委託契約における個人情報保護に関する確認書(例)

委託者(甲)			<u>EI</u>	
受託者(乙)			ED	
第1条				
乙は、甲より委託を受けた。 いては、厳重に管理し、正当		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	7 - 7 14 - 11 12	
また、委託業務に係る個人 の外へ持ち出してはならない。		禁止すると共に、	管理区域又は	は取扱区域
第2条				
乙は、甲の承諾なしに本件 ならない。本件業務の一部又 あらかじめ再委託先の事業者 に書面をもって通知し、甲の 第3条	は全部について第三3 の名称・所在地、再委	者に再委託をする 託の内容、理由、	必要がある場	<b></b> 帚合には、
>14 - >14	· 1	加工运机不改入数	TET ) マ 月日. 上 マ 書	:14 + 4 + 4
乙は前条の義務を履行する/ めると共に、本件業務を担当っ 策(従事者に対する必要な教	よう管理部署・責任者	・従事者を明確に	し、十分な多	
第4条				
乙は本件業務遂行にあたり、	個人情報保護に関す	る甲の指示に従う	ものとする。	
第5条				
乙は、本件業務における個人 報告するものとする。	、情報の安全管理に関す	「る状況を、毎月聶	と終営業日に 甲	目に対して
また、甲はいつでも乙の個 査することができ、必要に応 ならい。				
第6条				
乙は、本確認書に基づく安全管		, , , , , ,		
することに努める。また、本件業い。	務∪於 」 時に、 本件業務	に活る1回八1再報を9	へ(図本IU/SI	りれれかなら
第7条				
カ・木	<b>保管士を個人情報が</b>	ヨニェン モッコファコ	- 10 田15 担本2	(仕じた桂
乙は、本件業務に関して自ら 合には、これを賠償するものと		材えい したことにょ	、り甲に損害スン	*土した物

### 様式例 2-3 再委託承諾申請書(例)

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも契約締結しその写しを提出すると共に、再委託	病院御中		4 月 日
<ul> <li>○一部を下記のとおり再委託した〈承認願います。</li> <li>上記契約に係る遵守事項を再委託先にも契約締結しその写しを提出すると共に、再委託</li> <li>○一切の行為について最終責任は当社が負うことといたします。</li> <li>なお、申請内容に異動・変更が生じた場合は、速やかに再申請いたします。</li> <li>再委託 先住所任</li> <li>会社名</li> <li>代表者氏名</li> <li>再委託する個人情報の取り扱い内容・範囲</li> <li>再委託業務執行の場所及び管理部署・責任者・従事者等の体制</li> <li>再委託業務執行の場所及び管理部署・責任者・従事者等の体制</li> <li>再委託期間年月日から年月日まで</li> <li>再委託先との委託に関する契約書</li> <li>□写し添付</li> </ul>		住 所 会 社 名	
住 所	<ul><li>一部を下記のとおり再委託したく承認願います。</li><li>上記契約に係る遵守事項を再委託先にも契約締結</li><li>一切の行為について最終責任は当社が負うことと</li></ul>	- しその写しを提出 いたします。	すると共に、再委託
会 社 名	再 委 託 先		
代表者氏名  再委託する個人情報の取り扱い内容・範囲  再委託する理由・必要性  再委託業務執行の場所及び管理部署・責任者・従事者等の体制  再委託期間  年月日から年月日まで  再委託先との委託に関する契約書  □写し添付	住 所		
再委託する個人情報の取り扱い内容・範囲  再委託する理由・必要性  再委託業務執行の場所及び管理部署・責任者・従事者等の体制  再委託期間  年 月 日 から 年 月 日 まで  再委託先との委託に関する契約書  □ 写し添付	会 社 名		
再委託する理由・必要性  再委託業務執行の場所及び管理部署・責任者・従事者等の体制  再委託期間  年 月 日 から 年 月 日 まで  再委託先との委託に関する契約書  □ 写し添付	代表者氏名		
再委託業務執行の場所及び管理部署・責任者・従事者等の体制  再委託期間  年 月 日 から 年 月 日 まで  再委託先との委託に関する契約書  □ 写し添付	丹安託する個人情報の取り扱い内容・範囲 		
再委託期間     年月日から年月日まで       再委託先との委託に関する契約書     □ 写し添付	再委託する理由・必要性		
年 月 日 から 年 月 日 まで 再委託先との委託に関する契約書 □ 写し添付	再委託業務執行の場所及び管理部署・責任者・従	事者等の体制	
□ 写し添付		月日ま	で
その他特記事項			
	その他特記事項		

再委託承認申請書

### 様式例 2-4 個人データ漏えい等事案報告書(例)

<u>個</u>	年 月 日 人データの漏えい等事案報告書
個人情報保護委員会 御中	
	病院名
	担当部署
	担当者
	<u>所在地</u> 連絡先
	<u></u> <del>但</del>
平成 29 年個人情報保護委員	員会告示第1号に基づき、下記のとおり報告します。
①報告種別	新規報告 · 続報(前回報告: 年 月 日)
②事案の概要 ※発覚日、発生日、発覚に至る 経緯を含む	<u>発覚日: 年 月 日 発生日: 年 月 日</u>
③発生事実	□漏えい □滅失 □毀損
④漏えい等した個人データ又は 加工方法等情報の内容	
⑤漏えい等した個人データ又は 加工方法等情報に係る本人の数	( )人 ※ 発覚した時点で把握した概数を記載
⑥発生原因	
<ul><li>⑦二次被害(そのおそれを含む)の有無 (被害がある場合はその内容)</li></ul>	
⑧公表(予定)	【事案の公表】 □ あり (予定も含む) <u>公表 (予定) 年 月 日</u> □ なし □ 未定 【公表方法 ※ 「あり (予定も含む)」を選択した場合のみ記載】 □ HPに掲載 □ 記者会見 □ その他 ( )
<ul><li>⑨本人への対応等</li><li>※連絡の有無及び対応内容を含む</li></ul>	
⑩再発防止策等	
<ul><li>①その他</li></ul>	

### (3) 患者からの要求への対応 関連

## 様式例 3-1 代理人確認書 (例)

	<u>代</u>		年 月	
	病際	<u>一</u> <u>完</u>		_ '
院長	展	ր <u>ւ</u> Σ		
私に	、私の個人情報に関	開示請求 訂正・追加・削除請求 利用停止請求 (上記のいずれかを○で囲む)		
につき	下記の老な利の体	四11カルチェーチョルナナ		
	、下記の有を私の10.	理人と定めたことを認めます。		
	【代理人】	埋人と定めたことを認めよす。		
		埋入と定めたことを認めよす。		
	【代理人】	埋入と定めたことを認めよす。		_
	【代理人】 フ リ ガ ナ	埋人と定めたことを認めよう。		
	【代理人】 フ リ ガ ナ 氏 名	埋入と定めたことを認めよう。		
	【代理人】 フ リ ガ ナ 氏 名 患者との関係	埋人と足めたことを認めよう。		
	【代理人】 フ リ ガ ナ 氏 名 患者との関係 住 所	埋人と足めたことを認めよう。		
	【代理人】 フ リ ガ ナ 氏 名 患者との関係 住 所			
	【代理人】  フ リ ガナ 氏 名  患者との関係  住 所 電話番号			
	【代理人】 フ リ ガ ナ 氏 名 患者との関係 住 所 電話番号	名		

院 長	委員長	医 長	担当医	受 付	(確認)

### 様式例 3-2 個人情報に関する開示請求書 (例)

	病院	年月_
	<u> </u>	
長	殿	
ムは、貴院が保有 <sup>、</sup>	する下記の個人情報の開示を記	情求いたします。
	フリガナ	
開示を希望する	患者氏名	
患者氏名等	I D番号	
	住 所	
	生年月日	T
		診察日・部位等
開示を希望する	1 診療記録のすべて	
記録等	2 診療録	
(該当するものの	<ul><li>3 検査記録・検査成績表</li><li>4 エックス線写真</li></ul>	
番号を○で囲	5 看護記録	
む)	6	
	O	
	1	L
請	求者 <u>氏 名 </u>	Œ
()	自署) <u>患者との関係</u>	
	住所	
	電話番 号	

院長	委員長	医長	担当医	受 付	(確認)	開示実施	費用徴収

### 様式例 3-3 開示請求回答書【諾】(例)

(患者名)	
	様に関する個人情報について開示。
請求書が提出されておりましたることと決定いたしましたの~	た件につきましては、下記のとおり開示す で、ご通知申しあげます。
開示対象とな	
る記録	
	までにあらかじめ当院にご連絡のうえ、当
院窓口までお越しいただきまっ	すようお願いいたします。
院窓口までお越しいただきまっなお、複写の実費として金_	すようお願いいたします。 円を申し受けますので、ご来院問
院窓口までお越しいただきまっ	すようお願いいたします。 円を申し受けますので、ご来院問
院窓口までお越しいただきまっなお、複写の実費として金_	すようお願いいたします。 円を申し受けますので、ご来院問
院窓口までお越しいただきまっなお、複写の実費として金_ に現金にてお支払いいただきま	すようお願いいたします。 円を申し受けますので、ご来院問
院窓口までお越しいただきまっなお、複写の実費として金_ に現金にてお支払いいただきま	すようお願いいたします。 円を申し受けますので、ご来院問ますようお願い申しあげます。
院窓口までお越しいただきまっなお、複写の実費として金_ に現金にてお支払いいただきま	すようお願いいたします。 円を申し受けますので、ご来院問ますようお願い申しあげます。
院窓口までお越しいただきまっなお、複写の実費として金_ に現金にてお支払いいただきま	すようお願いいたします。 円を申し受けますので、ご来院問ますようお願い申しあげます。 病院
院窓口までお越しいただきまっなお、複写の実費として金_ に現金にてお支払いいただきま	すようお願いいたします。 円を申し受けますので、ご来院問ますようお願い申しあげます。 病院
院窓口までお越しいただきまっなお、複写の実費として金_ に現金にてお支払いいただきま	すようお願いいたします。 円を申し受けますので、ご来院問ますようお願い申しあげます。 病院 院 長

### 様式例 3-4 開示請求回答書【否】(例)

(患者名) 当院が保有する			様
示請求書が提出されておりました件につきましては、誠に遺憾ながら、下記のとおりご希望に沿いかねることと決定いたしましたので、ご通知申しるけます。  開示できない 記録  その理由 () 本人又は第三者の生命・身体・財産その他の権利利益を害するおそれがあるため () 当院の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため () 開示することが法令に違反するため  なお、この件についてご不明の点は、当院窓口までお尋ねください。  「年」月」日 「病院		(患者名)	
のとおりご希望に沿いかねることと決定いたしましたので、ご通知申したげます。  開示できない 記録  その理由 () 本人又は第三者の生命・身体・財産その他の権利利益を害するおそれがあるため () 当院の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため () 開示することが法令に違反するため  なお、この件についてご不明の点は、当院窓口までお尋ねください。 年月日病院  院 長	当院が保有す	-る	様に関する個人情報について開
げます。 開示できない 記録  その理由 ( ) 本人又は第三者の生命・身体・財産その他の権利利益を害するおそれがあるため ( ) 当院の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため ( ) 開示することが法令に違反するため  なお、この件についてご不明の点は、当院窓口までお尋ねください。  年月日 病院  院 長	示請求書が提出	lされておりまし	した件につきましては、誠に遺憾ながら、下記
開示できない 記録 ( ) 本人又は第三者の生命・身体・財産その他の権利利益を害するおそれがあるため ( ) 当院の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため ( ) 開示することが法令に違反するため なお、この件についてご不明の点は、当院窓口までお尋ねください。		とに沿いかねるこ	ことと決定いたしましたので、ご通知申しあ
記録	げます。		
記録			
その理由 ( ) 本人又は第三者の生命・身体・財産その他の権利利益を害するおそれがあるため ( ) 当院の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため ( ) 開示することが法令に違反するため なお、この件についてご不明の点は、当院窓口までお尋ねください。年月日病院	開示できない	`	
を害するおそれがあるため () 当院の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため () 開示することが法令に違反するため  なお、この件についてご不明の点は、当院窓口までお尋ねください。 年月日	記録		
を害するおそれがあるため () 当院の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため () 開示することが法令に違反するため  なお、この件についてご不明の点は、当院窓口までお尋ねください。 年月日			
( ) 当院の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため ( ) 開示することが法令に違反するため なお、この件についてご不明の点は、当院窓口までお尋ねください。年月日病院	その理由	( ) 本人又は第	三者の生命・身体・財産その他の権利利益
があるため () 開示することが法令に違反するため  なお、この件についてご不明の点は、当院窓口までお尋ねください。  ——年月日  —病院  院 長			
なお、この件についてご不明の点は、当院窓口までお尋ねください。年月日病院 院 長		があるため	
年月日 病院 院 長		() 開示するこ	とか法令に遅反するため
年月日 病院 院 長		) — m	
病院 院 長	2. 2 11.)-	[ついてこ 小明の	)点は、当院窓口までお尋ねくたさい。
	なお、この件に		
院 長			
			病院
担当医科			病院
担当医科			
·			
当院窓口 TEL 000-000-000			院 長 担当医科

### 様式例 3-5 個人情報に関する訂正・追加・削除請求書(例)

個人	情報に関する訂正・追	加・削除請求書
	病院	年月
院長		
私は、貴院が保有する 下、訂正等)を請求い	が個人情報について、下記のとおり いたします。	)の訂正・追加・削除(以
訂正等を希望	フ リ ガ ナ 患者氏名	
する患者氏名等	I D番号 住 所	
	生年月日	
	訂正等の希望箇所を特定す	
	る記録文書名、日付	*訂正請求は客観的事実に限ります
訂正等を希望する記録等		
	求者 <u>氏 名 名</u> 目署) <u>患</u> 者との関係	<u> </u>
	<u>住</u> 所 電話番号	
	合は、「代理人確認書」を併せてお る場合は、請求者欄の住所、電話	

院長	委員長	医長	担当医	受 付	(確認)	訂正可否	訂正実施

### 様式例 3-6 訂正・追加・削除請求回答書【諾】(例)

(患者名) 当院が保有する様に関する個人情報につい加・削除請求書が提出されておりました件につきましては、下記の正・追加・削除(以下、訂正等)することと決定いたしましたので申しあげます。  訂正等の内容	つとおり訂
当院が保有する様に関する個人情報につい加・削除請求書が提出されておりました件につきましては、下記の正・追加・削除(以下、訂正等)することと決定いたしましたので申しあげます。	つとおり訂
加・削除請求書が提出されておりました件につきましては、下記の E・追加・削除(以下、訂正等)することと決定いたしましたので 申しあげます。	つとおり訂
E・追加・削除 (以下、訂正等) することと決定いたしましたので 申しあげます。	
訂正等の内容	
訂正等の内容	
なお、訂正等の内容を確認される場合には、あらかじめ当院にご連	絡のうえ、
当院窓口までお越しいただきますようお願いいたします。	
また、訂正等の箇所の複写をご希望の場合には、実費として金_	
円を申し受けますのでご来院時に現金にてお支払いいただきます ハ申しあげます。	トようお願
年月日	
病院	
院 	

### 様式例 3-7 訂正・追加・削除請求回答書【否】(例)

	(患者名)	
ロ・削除請求書か	提出されており	操に関する個人情報について訂正・ました件につきましては、誠に遺憾ながら、ことと決定いたしましたので、ご通知申しあ
訂正等請求 の内容		
	当該情報に誤りだ )訂正等の対象が 対象となる情報は その他	目的からみて訂正等が必要でない があるとの指摘が正しくないため 事実でなく評価に関する情報であるため こついて当院には訂正の権限がないため の点は、当院窓口までお尋ねください。
年_	月日	病院
		院 長
		担当医科

### 様式例 3-8 個人情報に関する利用停止請求書(例)

<u>個</u>	人情報	に関する	5利用停	止請求		
				_	年	月
	病院					
長	殿					
	// //					
は、貴院が保有する	下記の個	人情報につ	ついて、利用	停止するよ	こう請求	いたし
	Г		T			
	フリ	ガナ				
利用停止を求める	患者	<b></b>				
患者氏名等	ΙΙ	)番号				
	住	所				
	生生	<b>F月日</b>				
利用停止請求の対象	象とな					
る記録文書名、日代	十					
利用停止請求の内容						
*どのような目的への利。 望するか具体的にお い						
 利用停止請求の理由	 自	()あらかし	 ごめ定められた	 :利用目的を超	 えた利用	
		( ) 当該個 )	人情報が不正な	:手段によって	取得された	きため
		その他(	111111111111111111111111111111111111111	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	-0013 (2 4 0 1	
		C ON THE C				
請习	k者 <u>氏</u>	名				EI
(自	署) <u></u> 患	者との関係				_
	<u>住</u>		Í			
	電	話番 岩	를			

院長	委員長	医長	担当医	受 付	(確認)	停止可否	停止実施

### 様式例 3-9 利用停止請求回答書【諾】(例)

	様に関する個人情報について利用停 た件につきましては、下記のとおり利用停 通知申しあげます。
利用停止 の内容 利用停止の措置を講じた日:	
ななこの供についてご不服	(この日以降の利用が停止されています) 引の点は、当院窓口までお尋ねください
なね、この作にういてこれ時 年月日	

### 様式例 3-10 利用停止請求回答書【否】(例)

	様
(患者名)	
 用停止請求書が提出されて	様に関する個人情報について利力を受ける。 様に関する個人情報について利力を対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対
利用停止の内容	
刊用停止の措置をとらない理	<u></u> 由
( ) 利用目的の逸朋	<b>Ú等は認められないため</b>
_	D取得に際して、不正は認められなかったため -
()その他(	
	-
	不明の点は、当院窓口までお尋ねください。
なお、この件についてご	
なお、この件についてご	日
	日

# 一般社団法人 日本病院会 個人情報に関する委員会

委員長 沼田裕一 横須賀市立うわまち病院 管理者

副委員長 中 佳一 東名厚木病院 理事長

委 員 青木一男 青木・関根・田中法律事務所 弁護士

委員 﨑原 宏 永寿総合病院 柳橋分院 顧問

委員神山潤東京ベイ・浦安市川医療センター管理者